

平成 25 年度 業務報告



厚生労働省 近畿厚生局

はじめに

近畿厚生局は、国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを守るため、厚生行政の政策実施機関として、国民の皆様に身近な、健康、医療、福祉、年金、さらに麻薬取締、健康危機管理などに関する業務を行っております。

平成 25 年度は、再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るための規制、生活保護の医療扶助の適正化、指定薬物の取締り強化、厚生年金基金の特例的な解散など、国民の安全・安心な暮らしに関係する様々な制度改正が行われました。また、26 年 6 月には、厚生労働大臣が年金記録を訂正する手続きを整備する制度改正が行われるなど、今後も様々な制度改正が予定されています。当厚生局は、これらの制度改正の所期の目的を達成するため、所管業務に関し、施行業務を円滑に実施するとともに、公平・公正な制度運営に努めてまいります。

近畿厚生局は、今後とも近畿地区 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。これらを通して、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えています。

本書は、平成 25 年度に近畿厚生局が実施した業務の内容や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様や地方自治体をはじめとした関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 26 年 6 月

厚生労働省近畿厚生局長
金 井 雅 利

目 次

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革	1
2 組 織	2
3 所 在 地	3
4 近畿厚生局の行動指針	4
5 組 織 目 標	5

II 業務の概要及び実績等

1 総 務 課	7
2 企画調整課	9
3 年金指導課	11
4 年金調整課	14
5 社会保険審査官	20

〈健康福祉部〉

6 健康福祉課	21
7 指導養成課	35
8 医 事 課	56
9 食品衛生課	64
10 保 險 課	70
11 年 金 課	72

〈指導部門〉

12 管 理 課	78
13 医 療 課	81
14 福祉指導課	83
15 特別指導第一課・特別指導第二課	87
16 指導監査課・府県事務所	88
17 麻薬取締部	92

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

○年金調整課関係

- ・ 学生納付特例事務法人等一覧 95

○社会保険審査官関係

- ・ 審査請求の流れ等 96

○健康福祉課関係

- ・ 中小企業等協同組合一覧 97
- ・ 生活衛生同業組合一覧 100
- ・ 原爆被爆者に係る指定医療機関一覧 102
- ・ その他の指定医療機関一覧 105
- ・ 消費生活協同組合一覧 107

○指導養成課関係

- ・ 各種養成施設管内府県別指定状況一覧 108
- ・ 各種養成施設一覧 109

○医事課関係

- ・ 医師臨床研修病院一覧（基幹型） 145
- ・ 歯科医師臨床研修施設一覧 149

○食品衛生課関係

- ・ 総合衛生管理製造過程の承認施設数及び延承認品目数 150
- ・ 総合衛生管理製造過程承認施設一覧 151
- ・ 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧 154
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する
法律に基づく指定検査機関一覧等 156

○保険課関係

- ・ 管内の健康保険組合の状況 159

○年金課関係

- ・ 管内の厚生年金基金の状況等 160
- ・ 管内の確定拠出年金、確定給付企業年金の状況 161

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革

●平成 13 年 1 月 6 日

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局 長

— 総務管理官

— 総務課、保健福祉課、食品衛生課、社会保険課、指導・監査部門

— 病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）

— 麻薬取締部（調査室、捜査第一課、捜査第二課、情報官、鑑定官、神戸分室）

●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画、立案及び調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るため新たに指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成 22 年 1 月

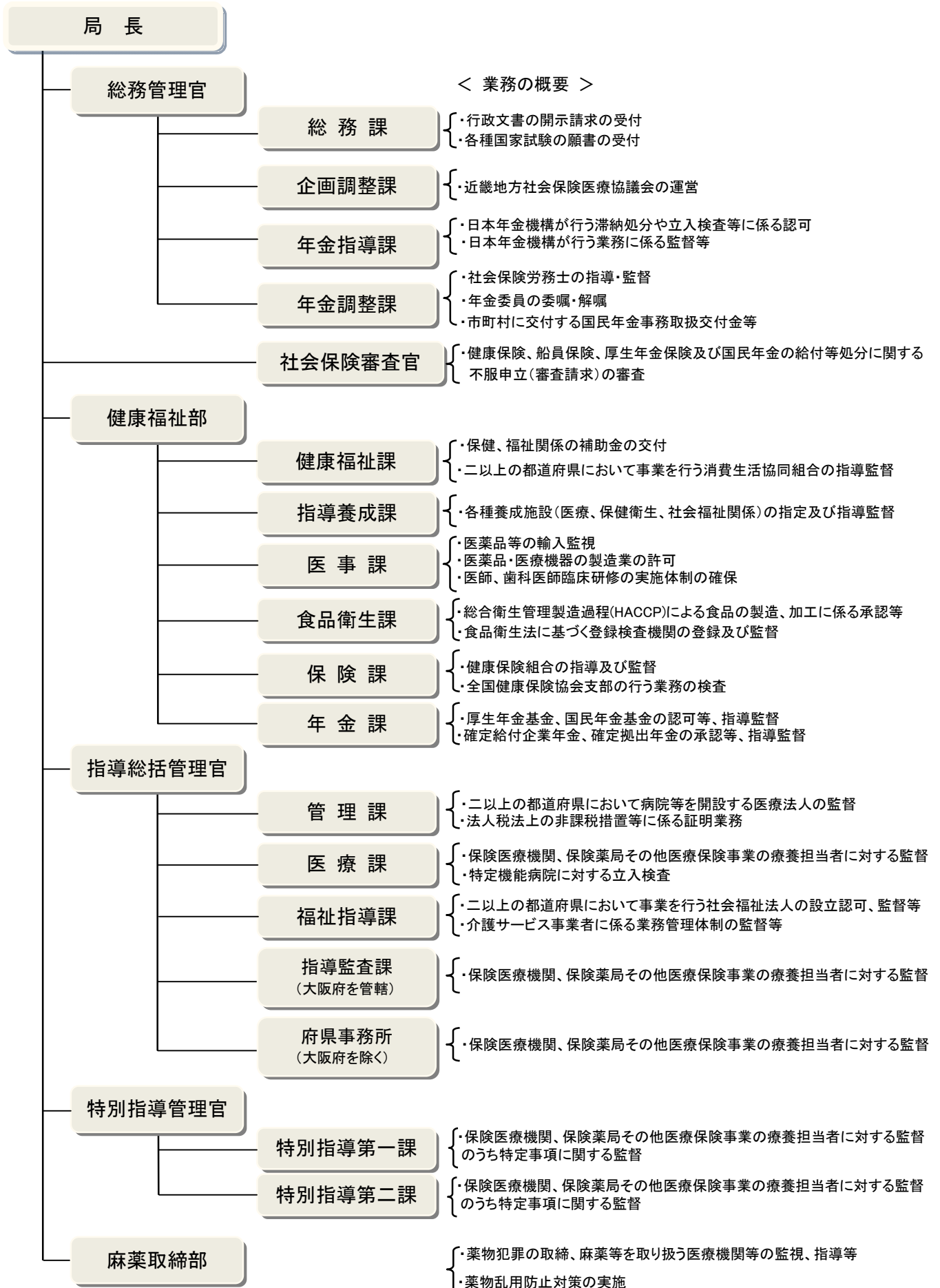
社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るため、新たに特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

※ 近畿厚生局の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県となっております。

2 組 織



3 所在地

(1) 総務課、企画調整課、管理課、医療課、特別指導第一課、特別指導第二課、年金指導課、年金調整課、麻薬取締部

住 所		〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階・4 階		
総 務 課	電 話	0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 1	F A X	0 6 - 6 9 4 6 - 1 5 0 0
企 画 調 整 課		0 6 - 6 9 4 2 - 2 4 1 3		0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 9
管 理 課		0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 8		0 6 - 6 9 4 2 - 2 3 3 0
医 療 課		0 6 - 6 9 4 2 - 2 4 1 4		0 6 - 6 9 4 2 - 9 1 2 5
特別指導第一課		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 3		0 6 - 6 9 4 2 - 2 3 3 0
特別指導第二課		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 4		0 6 - 6 9 4 2 - 2 3 3 0
年 金 指 導 課		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 5		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 7
年 金 調 整 課		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 6		0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 7
麻 薬 取 締 部		0 6 - 6 9 4 9 - 6 3 3 6		0 6 - 6 9 4 9 - 6 3 3 9

(2) 健康福祉課、福祉指導課、指導養成課、医事課、食品衛生課、保険課、年金課、社会保険審査官、指導監査課

住 所		〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階・8 階		
健 康 福 祉 課	電 話	0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 1	F A X	0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 2
福 祉 指 導 課		0 6 - 7 7 1 1 - 8 0 0 2		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 2
指 導 養 成 課		0 6 - 6 9 4 2 - 2 3 8 3		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 3
医 事 課		0 6 - 6 9 4 2 - 2 4 9 2		0 6 - 6 9 4 2 - 5 0 8 9
食 品 衛 生 課		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 2		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 3
保 險 課		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 3		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 4
年 金 課		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 4		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 4
社会保険審査官		0 6 - 7 7 1 1 - 8 0 0 1		0 6 - 7 7 1 1 - 8 0 0 3
指 導 監 査 課		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 6		0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 5

(3) 麻薬取締部 神戸分室

住 所		〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 3 階		
電 話 「麻薬・覚せい剤」相談電話		0 7 8 - 3 9 1 - 0 4 8 7	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 3 7 6 9

(4) 事務所

福 井 事 務 所	住 所	〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7 階		
	電 話	0776-25-5373	F A X	0776-25-5375
滋 賀 事 務 所	住 所	〒520-0056 大津市末広町 1-1 日本生命大津ビル 4 階		
	電 話	077-526-8114	F A X	077-526-8116
京 都 事 務 所	住 所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四條上ル笋町 691 リそな京都ビル 5 階		
	電 話	075-256-8681	F A X	075-256-8684
兵 庫 事 務 所	住 所	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 1-2-7 大同生命神戸ビル 8 階		
	電 話	078-325-8925	F A X	078-325-8928
奈 良 事 務 所	住 所	〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2 階		
	電 話	0742-25-5520	F A X	0742-25-5522
和 歌 山 事 務 所	住 所	〒640-8153 和歌山市三木町 台所町 7 三井住友海上和歌山ビル 4 階		
	電 話	073-421-8311	F A X	073-421-8315

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

5 近畿厚生局の組織目標

近畿厚生局のミッション：

- 地域における厚生行政の実施機関として、国民に最も身近な医療、健康、福祉などの業務を円滑に実施する。
- 業務の定期的な進行管理及び簡素化に組織的に取り組む。

【平成 25 年度の組織目標】

	内 容	推進する上での課題	備考
1	期限（毎月） 数値目標（各課・所設定の業務計画目標数値による） 【所管業務の円滑な実施等】 ・地域における厚生行政の実施機関として、国民生活に身近な医療、健康、福祉などの業務を円滑に実施する。 ・各課毎の業務計画を策定し、定期的な進行管理や職員間の情報共有に活用するとともに、PDCAサイクルに則った個々の計画の評価・改善を行う。		
2	期限（毎月） 数値目標（各季の節電に係る組織統一目標数値による） 【所管業務の変更や災害に対する適切な対応】 ・東日本大震災からの復興及び同震災に伴う原子力災害からの復興等のため、東日本大震災厚生労働省復興対策本部その他関係者と緊密に連携を図りつつ、局を挙げて全力で取り組む。 ・本省通知等に基づき、局の節電対策を策定し、着実に実施する。 ・新たな業務について業務処理の手順をできる限り「マニュアル化」することにより、業務の標準化を推進する。 ・出先機関改革等により所管業務の変更が行われる場合には、定められたスケジュールに従い、必要な準備等を行う。		
3	期限（毎月） 数値目標（ ） 【情報提供の推進】 ・近畿厚生局ホームページの掲載内容の改善等を通じて、速やかに国民に分かりやすい情報を提供する。		
4	期限（毎月） 数値目標（ ） 【コスト縮減及び効率的な予算執行】 ・近畿厚生局の調達業務におけるコスト縮減に取り組み、効率的で無駄のない予算執行を行う。 ・業務の簡素・効率化を図り超過勤務時間を縮減する。 ・職員の健康管理に努めるとともに、指定休暇、節目休暇の確実な取得等により年次休暇の取得促進を図る。		
5	期限（9月、3月） 数値目標（ ） 【人事評価の適切な実施】 ・本省通知等に基づき、人事評価を適切に実施する。		

【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内 容	備考
人材育成・組織活性化	・人事評価の期首・期末面談を期限までに実施するとともに、評価者・調整者の事務を適切に行う。 ・メンタルヘルスを含めた健康管理について、課毎の会議等において意識の啓発を図る。 ・定期的なミーティングにより職員間の情報の共有に努め、共通認識のもと業務を実施する。	
実 態 把 握 能 力	・行政ニーズや事案における課題等所管業務を取り巻く状況を的確に把握する。	
新政策企画・立案能力	・業務計画の策定等に当たっては、事務事業の実態を踏まえ、将来を見通しつつ、国民の視点に立って、新しい大胆な発想で業務を推進するための企画・立案を行う。	
政策検証能力	・業務の実施計画により定期的な進行管理を行うとともに、実施された業務の検証を適切に行う。	
コミュニケーション能力	・関係団体、関係機関の指導等業務の遂行に当たっては、分かりやすい適切な説明に努めるとともに、組織目標の実現に向けて関係者との調整や合意形成を円滑に行う。	
コスト意識	・コスト意識を持って、業務計画の策定や、事務事業の実施を行う。	
業務改善能力	・国民の視点に立ち、時間や労力の面で効率的に業務を進めることができるよう、業務の改善に取り組む。	
リスク対応能力	・所管業務において状況の変化や問題が生じた場合は、国民のリスクを最小化するため、その状況を的確に把握し、速やかに情報共有を行うとともに、内容によっては近畿厚生局ホームページ等で公表する。	

Ⅱ 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 情報公開法に基づく行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき行政文書の開示請求に係る業務を行っています。

② 実績

		23年度	24年度	25年度
開示請求件数		866件	868件	1,027件
開示請求に対する措置	全面開示	433件	425件	491件
	部分開示	405件	396件	518件
	不開示	2件	2件	3件
	取り下げ	26件	15件	15件

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」に基づき保有個人情報の開示請求に係る業務を行っています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
開示請求件数	6件	11件	8件

(3) 国家試験の実施

① 概要

以下の国家試験に関する庶務を担当しており、受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- ・医師国家試験
- ・歯科医師国家試験
- ・保健師国家試験
- ・助産師国家試験
- ・看護師国家試験
- ・薬剤師国家試験

② 実績（平成25年度）

試験区分	試験日	合格発表	出願者数	受験者数	合格率 (大阪)	試験会場 ※()はキャンパス名
第107回 歯科医師	26.2.1(土)	26.3.18(火)	528人	474人	62.4%	桃山学院大学
	26.2.2(日)					
第108回 医師	26.2.8(土)	26.3.18(火)	1,374人	1,350人	88.4%	桃山学院大学
	26.2.9(日)					
	26.2.10(月)					

第 97 回 助産師	26. 2. 13 (木)	26. 3. 25 (火)	404 人	399 人	97.0%	大阪産業大学 (中央)
第 100 回 保健師	26. 2. 14 (金)	26. 3. 25 (火)	2,758 人	2,708 人	82.3%	大阪産業大学 (中央)
第 103 回 看護師	26. 2. 16 (日)	26. 3. 25 (火)	10,000 人	9,914 人	88.5%	大阪産業大学 (中央・東部) 近畿大学
第 99 回 薬剤師	26. 3. 1 (土) 26. 3. 2 (日)	26. 3. 31 (月)	2,750 人	2,407 人	65.9%	桃山学院大学

参考：受験者数（上段）と合格率（下段）の推移

	23 年度	24 年度	25 年度
医師	1,322 人 90.6%	1,304 人 89.1%	1,350 人 88.4%
歯科医師	503 人 62.0%	507 人 67.9%	474 人 62.4%
保健師	2,457 人 82.3%	2,542 人 94.7%	2,708 人 82.3%
助産師	398 人 96.2%	383 人 99.2%	399 人 97.0%
看護師	8,848 人 89.5%	9,269 人 88.8%	9,914 人 88.5%
薬剤師	1,929 人 91.6%	2,281 人 81.5%	2,407 人 65.9%

（４）国有財産の管理処分

① 概要

平成 22 年 1 月、旧社会保険庁から引き継いだ国有財産（17 件）について管理・処分を行っています。25 年度末までに 6 件の処分を行い、残りは 11 件となっています。

② 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
処分件数	4 件	1 件	1 件
管理件数 (年度末現在)	13 件	12 件	11 件

2 企 画 調 整 課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

企画調整課では、局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

平成 25 年度に企画調整課が担った主な業務

- ・近畿厚生局の組織目標の策定
- ・近畿厚生局業務計画の取りまとめ及び進捗管理
- ・近畿厚生局業務報告の編集
- ・近畿厚生局広報委員会の運営
- ・近畿厚生局ホームページの改善
- ・「国民の皆様の声」の集計報告
- ・近畿厚生局ホームページに寄せられたご意見、公益通報等に係る対応

(2) 近畿厚生局ホームページによる情報発信

近畿厚生局ホームページを平成 25 年 3 月に全面リニューアルし、ユーザー視点から情報の探しやすさを追求し、コンテンツの分類や情報整理を行い効果的なナビゲーションの設置、音声読み上げソフトへの対応や文字の拡大、コントラストの変更等のアクセシビリティの向上に努めるなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページに改善しました。

今後も、「よくあるご質問」の見直しを行うなど掲載情報の追加・充実に取り組むとともに、事業対象者及び国民の皆様へ、近畿厚生局の事業についてより一層ご理解いただくため、近畿厚生局ホームページを通じて積極的に情報発信してまいります。

(3) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消について審議を行っています。

② 業務

近畿地方社会保険医療協議会の総会は、委員 20 名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について審議しており、その運営を企画調整課が行っています。

また、近畿地方社会保険医療協議会の部会は、近畿厚生局管内 7 府県にそれぞれ設置（委員数は 8 名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営を 7 府県の府県事務所が行っています。

③ 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

(単位：回)

	23年度	24年度	25年度
近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況	8	9	9

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会は、近畿厚生局管内7府県の府県事務所に
おいて毎月開催されました。

(単位：回 7府県事務所 各12回)

	23年度	24年度	25年度
近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況	84	84	84

※ 総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開して
おります。

(4) 診療関連死に関する関係機関との調整

① 概要

医療の安全を確保するため、厚生労働省において医療事故による死亡の原因究
明・再発防止等の在り方について検討が行われています。

企画調整課では、そうした仕組みの創設に向けた関係機関との調整に関する業
務を行っています。

② 実績

大阪府に設置されている「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(実
施主体は一般社団法人日本医療安全調査機構)」の評価委員会にオブザーバー
として出席し、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室に情報提供を行って
います。

(単位：回)

	23年度	24年度	25年度
モデル事業地域評価委員会出席状況	2	6	5

3 年金指導課

平成 22 年 1 月、社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立されたことに伴い、公的年金に係る事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構は、厚生年金保険法等の規定により事務の委任又は委託を受け、厚生労働大臣の監督の下で、その運營業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担うこととされました。

年金指導課は、日本年金機構設立と同時に新設され、近畿管内（2 府 5 県）の日本年金機構の各年金事務所が行う滞納処分等の認可等を行っています。

（1）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収に関し、これまで国（社会保険庁）が行っていた滞納処分等は、厚生年金保険法等の規定により事務の委任を受け、日本年金機構においても実施することとされました。

そして、機構が行う滞納処分等の公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保するため、機構が滞納処分等を実施するに際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この滞納処分等に係る認可を行っています。

② 実績

前年度と同じ水準で推移しています。

（単位：件）

	23 年度	24 年度	25 年度
認可件数	317, 232	315, 045	311, 697

（2）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分等の認可と同様、滞納処分等を実施する職員の任命についても、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員についての認可を行っています。

② 実績

前年度と同じ水準で推移しています。

（単位：件）

	23 年度	24 年度	25 年度
認可件数	259	240	275

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の未適用の事業所への加入指導及び立入検査並びに適用事業所への事業所調査については、厚生年金保険法等の規定により日本年金機構へ事務の委任がなされていますが、機構が立入検査等を実施するに際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この立入検査等に係る認可を行っています。

② 実績

前年度と同じ水準で推移しています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
認可件数	107,294	114,736	138,257

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査等の認可

① 概要

厚生年金保険法等の規定により日本年金機構が行う年金受給権者及び被保険者に対する調査の実施に際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この調査等に係る認可を行っています。

② 実績

平成23年度は高齢者の所在不明に係る調査の関係で認可件数が多くなっています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
認可件数	483	14	16

(5) 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った滞納処分等について、機構より、その結果の報告を受け、確認を行っています。

② 実績

前年度と同じ水準で推移しています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
認可件数	15,331	17,266	19,769

(6) 日本年金機構からの立入検査等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った未適用事業所に対する立入検査等について、機構より、その結果の報告を受け、確認を行っています。

② 実績

前年度と同じ水準で推移しています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
認可件数	101,471	113,366	125,494

(7) 上記(1)～(6)に係る日本年金機構に対する監督

① 概要

厚生年金保険等の被保険者に関する記録の管理及び上記(1)～(6)に掲げる認可申請等が適正かつ円滑に行われるよう、日本年金機構近畿ブロック本部との情報の共有を図りながら監督を行っています。

② 実績

計画どおり実施しました。

(単位：回)

	23年度	24年度	25年度
連絡調整会議	9	8	6

(8) 健康保険料等の納付の猶予等

① 概要

災害等に係る健康保険料等の納付の猶予及び納付の猶予の取消しについて、その権限が地方厚生局長に委任されたことから、平成24年11月1日より、この猶予及び猶予の取消しを行っています。

② 実績

平成24年度は1件許可(平成23年9月4日の台風12号の被害によるもの)とし、平成25年度は6件不許可としています。

(単位：件)

	24年度	25年度
猶予等件数	1	6

4 年 金 調 整 課

(1) 政府が管掌する国民年金事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下、「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請に関する事務、精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績(平成 25 年度)

平成 24 年度の国民年金交付金について決算審査を行うとともに、管内の 21 市町村に対し決算実地審査を行い、適正であることを確認しました。

平成 25 年度国民年金交付金の概算交付申請に関して、各市町村の概算交付申請書を取り纏め厚生労働省に送付しました。各市町村には、厚生労働省から平成 25 年 6 月 28 日、9 月 30 日、12 月 20 日の 3 回に分けて国民年金交付金が概算交付されています。

また、平成 25 年度国民年金交付金の精算交付申請に関しては、各市町村から提出のあった平成 25 年度国民年金交付金の交付申請書を受取り、必要な審査を行ったうえ厚生労働省に送付しました。厚生労働大臣から各市町村長宛に平成 26 年 3 月 24 日付で国民年金交付金の決定が通知されています。

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
管内市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村

(2) 全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定による被保険者に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている、健康保険被保険者手帳の交付及び收受・その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下、「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

また、事務指定市町村が実施した健康保険被保険者手帳に関する業務等に必要な費用は、健康保険法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、健康保険法施行令に基づく事務指定市町村の指定及び取消の受付手続きを行うとともに、事務指定市町村における月ごとの事務取扱件数報告書の確認審査及びその取り纏め事務、年間の事務取扱件数に応じた健康保険事務指定市町村交付金の申請に関する事務を行っています。また、法定受託事務に関し事務指定市町村と連絡調整を行っています。

② 実績(平成25年度)

事務指定市町村の指定取消については、5市町村から提出のあった事務指定市町村取消申請書の内容を審査し、意見書を添付したうえで、厚生労働省へ送付しました。その結果、平成25年10月21日及び平成26年2月28日付で事務指定市町村の取消が決定されました。

・健康保険事務指定市町村の取消

平成25年10月21日付取消決定	1市町村
平成26年2月28日付取消決定	4市町村

また、管内の事務指定市町村から毎月提出される事務取扱件数報告書について、内容を確認したうえで、翌月25日までに厚生労働省へ送付しました。

3月には、管内の事務指定市町村から平成25年度健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書を受領し、必要な審査を行い取り纏めて厚生労働省へ送付しました。

各事務指定市町村には、厚生労働省より平成26年3月31日付で事務指定市町村交付金が支払われました。

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
管内の事務指定市町村数	39市町村	34市町村	29市町村

《参考》

健康保険法第3条第2項

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

- 1 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
- 2 任意継続被保険者であるとき。
- 3 その他特別な理由があるとき。

(3) 年金委員の委嘱・解嘱及び表彰に関する事務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業への国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として、日本年金機構法第30条に基づき厚生労働大臣が委嘱し、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っています。

「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状の交付等の事務を行うほか、年金委員の解嘱事務及び解嘱状の交付、年金委員証明書の交付事務、年金委員名簿の管理等を行っています。

また、日本年金機構から提出された「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」の確認・審査を行い、基準等を満たしていると認められる表彰候補者について、厚生労働大臣に提出しています。

② 実績（平成25年度）

平成25年度末現在において、職域型の年金委員は12,689名、地域型の年金委員は690名となっています。

また、平成25年度の年金委員功労者に対する厚生労働大臣表彰は近畿厚生局管内では8名の方が表彰されました。

・職域型年金委員数

府 県 名	委員数		
	(平成23年度末)	(平成24年度末)	(平成25年度末)
福 井 県	1,932名	1,908名	1,809名
滋 賀 県	1,343名	1,300名	1,269名
京 都 府	1,171名	1,163名	1,138名
大 阪 府	4,123名	4,083名	4,023名
兵 庫 県	2,472名	2,486名	2,471名
奈 良 県	936名	923名	880名
和 歌 山 県	1,175名	1,128名	1,099名
合 計	13,152名	12,991名	12,689名

・地域型年金委員数

府 県 名	委員数		
	(平成23年度末)	(平成24年度末)	(平成25年度末)
福 井 県	134名	63名	92名
滋 賀 県	417名	220名	219名
京 都 府	27名	15名	23名
大 阪 府	158名	86名	75名
兵 庫 県	106名	84名	101名
奈 良 県	57名	44名	44名
和 歌 山 県	215名	132名	136名
合 計	1,114名	644名	690名

・厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表彰者数
	(平成25年度)
福 井 県	0名
滋 賀 県	1名
京 都 府	0名
大 阪 府	3名
兵 庫 県	2名
奈 良 県	1名
和 歌 山 県	1名
合 計	8名

※ 厚生労働大臣表彰は平成 25 年度から実施されました。

(4) 学生納付特例事務法人の監督

① 概要

学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生が申請のしやすい環境を整備する目的で学生納付特例事務法人制度が設けられました。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等の委託を受けて学生納付特例の申請に関する事務ができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、改善命令及び指定取消等を行っています。

また、管内区域に所在地のある大学等に対して、学生納付特例事務法人制度の周知及び協力要請を行っています。

② 実績（平成25年度）

平成 25 年度には、指定申出書があった 5 法人に対して申出書等を確認し、学生納付特例事務法人の指定を行いました。

また、2 法人に対して指定取消し、1 法人に対して記載事項の変更を行いました。

その他、専修学校を対象に、制度周知及び推進のための文書による勧奨を実施しました。

・ 学生納付特例事務法人の指定	5 法人
・ 学生納付特例事務法人の指定取消	2 法人
・ 学生納付特例事務法人の記載事項変更	1 法人
・ 勧奨の実施件数	177 校

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
管内の学生納付特例事務法人数	25 法人	24 法人	27 法人

平成 25 年度末の詳細は、資料編の 95 ページに『学生納付特例事務法人等一覧表』として掲載しています。

(5) 社会保険労務士の指導・監督

① 概要

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令に基づく事務処理について、専門的に職業として業務を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務、社会保険労務士となる資格及び欠格事由等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士の業務のうち社会保険に関する法令について、指導・監督等を行っています。

② 実績（平成25年度）

平成 25 年度には、管内の社会保険労務士による不正について、懲戒処分の相当案件として厚生労働省年金局へ 1 件の報告を行いました。

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
管内の社会保険労務士不正案件報告数	1 件	1 件	1 件

(6) 政府が管掌する年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業を実施しており、その一環として平成 25 年度には各府県に地域年金事業運営調整会議を設置されました。この会議は、学識経験者及び関係団体の推薦する委員で構成され、地域年金展開事業に対する意見、助言を行うこと等を目的にしています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策推進近畿地方協議会が設立され、社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行っています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議のほか、国土交通省近畿地方整備局が開催している社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に積極的に参画しています。

③ 実績（平成25年度）

平成 25 年度は日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議への関係官公署等に対して、日本年金機構と共同して参画要請を行ったほか、同会議に委員を推薦し、会議において積極的な意見を述べました。

また、平成 25 年 10 月 22 日に開催された第 2 回社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に参画しました。

・参画要請を行った関係官公署等・・・56 箇所

- ・ 地域年金事業運営調整会議

	平成 25 年度
地域年金事業運営調整会議参画回数	7 回

※ 地域年金事業運営調整会議は平成 25 年度から設置されました。

- ・ 社会保険未加入対策推進近畿協議会

	平成 24 年度	平成 25 年度
協議会開催日	平成 24 年 8 月 7 日	平成 25 年 10 月 22 日

※ 社会保険未加入対策推進近畿協議会は平成 24 年度に設立されました。

5 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 23 年度	2,566 件	うち、前年度からの繰り越し分 564 件
	平成 24 年度	2,632 件	うち、前年度からの繰り越し分 431 件
	平成 25 年度	2,808 件	うち、前年度からの繰り越し分 619 件
取下件数	平成 23 年度	148 件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数。
	平成 24 年度	132 件	
	平成 25 年度	141 件	
移送件数	平成 23 年度	14 件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数。
	平成 24 年度	18 件	
	平成 25 年度	11 件	
決定件数	平成 23 年度	1,973 件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり。
	平成 24 年度	1,863 件	
	平成 25 年度	2,027 件	

イ 決定状況

	却 下			容 認			棄 却			計		
	23	24	25	23	24	25	23	24	25	23	24	25
健康保険	2	3	5	41	49	34	166	143	144	209	195	183
船員保険	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
厚生年金	30	42	90	68	58	67	592	580	590	690	680	747
国民年金	18	34	59	183	99	96	872	855	942	1,073	988	1,097
合 計	50	79	154	292	206	197	1,631	1,578	1,676	1,973	1,863	2,027

【参考】

「却下」・・・期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審査するに至らなかったもの

「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものの

「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求を退けたもの

6 健康福祉課

(1) 中小企業等協同組合に関する業務

① 概要

中小企業等協同組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種があり、このうち厚生労働省が関わる組合は、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の3種です。

近畿厚生局では、厚生労働省が所管する組合（二以上の都道府県の区域で事業を行う組合でかつ厚生労働行政に関係ある業種が組合員資格となっている組合）で当該組合の主たる事務所の所在地が管内2府5県にあるものの設立や定款変更の認可等の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

		23年度	24年度	25年度
増	設立の認可	1	5	0
	所管替	7	5	6
減	解散届の受理（解散命令）	2	5	1
	所管替等	4	3	1
定款変更の認可		56	54	45
共済規程変更の認可		1	1	0
役員変更届の受理		56	68	65
立入検査		0	0	0

※ 定期的に休眠組合の整理に努めています。

③ 近畿厚生局所管組合の状況（年度末現在）

(単位：組合)

	23年度	24年度	25年度
中小企業協同組合数	126	128	132

(注) 具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編97頁～99頁に掲載しています。

(2) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、管理体制の確立を行うこととされています。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 業務実績

三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
所持届出の受理	0	0	0
所持変更届の受理	12	8	6
輸入届出の受理	0	1	0
三種病原体所持施設への立入検査	10施設	7施設	7施設

③ 近畿厚生局所管施設の状況（各年度末現在）

(単位：施設)

	23年度	24年度	25年度
三種病原体所持施設数	23	21	21

(3) 生活衛生同業組合に関する業務

① 概要

生活衛生同業組合は業種（②に掲げる17業種）毎に、都道府県単位で厚生労働大臣の認可により設立され、営業者の自主的活動による衛生水準の向上及び経営安定のための指導や研修、共同事業、共済事業等を実施しています。

組合は、組合員である生活衛生関係営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画（振興計画）を作成し、この計画が厚生労働大臣の定める各業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（振興指針）に適合等する場合には、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けることによって、この計画に基づく施設設備整備費や運転資金が株式会社日本政策金融公庫から借入できることとなり、また、租税特別措置法による原価償却の特例が認められることとなっています。

なお、認定を受けた組合は、事業年度毎に振興計画の実施状況を厚生労働大臣に報告することとされています。

近畿厚生局では、組合が作成する振興計画の認定及び取消、変更認定、実施状況報告の受理に関する業務を行っています。

（振興計画は5年ごとに見直すことになっています。）

② 17業種における振興指針の見直しの状況

平成21年度	飲食店営業（めん類）、旅館業、旅館業（簡易宿所）、浴場業
平成22年度	食肉販売業、冰雪販売業
平成23年度	飲食店営業（一般飲食店、中華料理業、料理業及び社交業）、喫茶店営業
平成24年度	食鳥肉販売業
平成25年度	クリーニング業、飲食店営業（すし店）、理容業、美容業、興行場営業

③ 業務実績

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
振興計画の新規及び変更認定	8	23	4
実施状況報告書の受理	74	75	82

④ 近畿厚生局所管組合の状況（各年度末現在） （単位：組合）

	23年度	24年度	25年度
生活衛生同業組合数	82	82	83

（注）具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 100 頁～101 頁に掲載しています。

（４）児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成 14 年 8 月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成 15 年度から近畿厚生局管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し 3 年に 1 回程度、市等に対し 6 年に 1 回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

（単位：か所）

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	14	20	20
中国四国厚生局管内の指導監査	18	20	20
九州厚生局管内の指導監査	16	20	20
計	48	60	60

※ 23 年度は東日本大震災により実施件数の削減を行いました。

・ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定の体制を確立するよう努めること。
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること。
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。
所得審査	所得審査において、養育費の申告内容に誤りがないか確認を行うこと。
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、客観的事実による確認を行うこと。
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を付記すること。

(5) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

(注) 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施しています。

② 業務実績

保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	3	2	4
中国四国厚生局管内の指導監査	1	1	0
九州厚生局管内の指導監査	1	1	0
計	5	4	4

・指導監査における指摘事項の概要

事項	主な内容
運営管理関係	・夜間業務に従事する職員について、6ヶ月以内ごとに1回の健康診断を実施すること。 ・苦情解決に係る第三者委員については、中立性、公正性の確保のため複数の配置が望ましいので、検討すること。

(6) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

技術的助言は、新たに中核市となった市に対して行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	0	1	1
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	0	1	1

(7) 生活保護法施行事務監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査及び向精神薬に関する重複処方状況の確認監査を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、医療扶助適正化推進官及び生活保護監査官が担当し、各府県（2府5県）に出向き行っています。

② 業務実績

医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
医療扶助適正実施の監査	19	20	20

(8) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要等

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員の委嘱	844	797	39,732
民生委員・児童委員の解嘱	729	827	481
主任児童委員の指名	84	83	3,707

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
厚生労働大臣感謝状の授与	268	344	6,732
厚生労働大臣表彰（定時）	33	48	1,333
厚生労働大臣表彰（随時）	12	10	3

③ 民生委員・児童委員数（年度末現在） (単位：名)

	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員数	39,322	39,292	39,266

④ 平成25年度民生委員・児童委員数の内訳 (単位：名)

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,821	2,585	2,780	6,120	5,110	2,220	1,952
うち主任児童委員	134	230	247	482	293	213	151

	大津市	京都市	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市
委員数	635	2,714	4,045	1,098	483	810	562
うち主任児童委員	63	403	610	90	33	50	41

	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	合計
委員数	2,452	905	660	829	756	729	39,266
うち主任児童委員	331	61	39	24	89	82	3,666

(9) 指定医療機関の指定等

① 概要

次の各法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国庫で給付する認定疾病医療を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

イ 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国が開設したものに限る）

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生児体重2,000g以下等）に対し、その養育に必要な医療の給付等を行う病院若しくは診療所又は薬局を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

ウ 児童福祉法に基づく指定療育機関（国が開設したものに限る）

結核に罹患している児童に対し、必要な医療の給付を行うとともに、学習の援助を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

エ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関(国が開設したものに限る)

生活困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

オ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

戦傷病者に対し、医療費を全額国庫で給付する療養の給付において、当該療養の給付を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

② 業務実績

平成 25 年度に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関の指定を 3 件行いました。

なお、管内の指定機関数は以下のとおりです。

(単位：機関)

	23 年度	24 年度	25 年度
原爆被爆者に係る指定医療機関数	130	130	133
◎母子保健法に基づく指定養育医療機関数	17	17	17
◎児童福祉法に基づく指定療育機関数	4	4	4
◎生活保護法に基づく指定医療機関数	31	31	31
戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関数	21	21	21

(注 1) ◎印は、国が開設したもの(独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など)に限ります。

(注 2) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 102 頁～106 頁に掲載しています。

(10) 特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症(人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症)の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1 か所の監督に関する業務を行っています。

(注) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 105 頁に掲載しています。

(11) 消費生活協同組合の定款変更の許認可等

① 概要

消費生活協同組合は、消費者の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を目的に、「消費生活協同組合法」の規定に基づき設立される組合で、一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)であること、非営利であること、組合員以外の利用の原則禁止などを基本的な原則とし、供給事業(共同購入、店舗供給等)、利用事業(病院、食堂等)、生活文化事業(講演会、音楽会等)、共済事業(生命、火災、自賠責等)、教育事業(組合事業の知識の向上を図るための研修会等)を行います。

近畿厚生局では、管内の 2 以上の府県の区域において事業を行う消費生活協同組合について、設立・解散や定款変更等の認可などの業務を行っています。

(注) 消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が所管し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が所管しています。

② 業務実績 (単位：件)

	23年度	24年度	25年度
定款変更の認可	6	3	3
規約変更の認可	0	0	0
合併認可	1	0	0
解散認可	0	1	1

③ 近畿厚生局所管組合の状況 (各年度末現在) (単位：組合)

	23年度	24年度	25年度
消費生活協同組合数	11	10	9

(注) 具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 107 頁に掲載しています。

(12) 消費生活協同組合に対する検査

① 概要

消費生活協同組合の適正な運営を図ることを目的として、消費生活協同組合法に基づき実施しています。

検査の対象は、近畿厚生局管内の複数の府県で事業活動する消費生活協同組合であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる組合に出向き行っています。

(注) 消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が実施し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が実施しています。

② 業務実績

消費生活協同組合の検査は、組合の実態を踏まえつつ検査の必要性を勘案して選定しており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の検査	1	2	2
中国四国厚生局管内の検査	0	1	1
九州厚生局管内の検査	1	1	0
計	2	4	3

・検査における指摘事項の概要

事項	主な内容
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会への理事の出席が低調なので、改善すること。 ・出資総口数及び出資総額の変更登記が遅延しているため、法定期限を遵守すること。

定款、規約等	・経理事務取扱規則など、定款に定める規則等が一部未整備となっているので、整備すること。
--------	---

(13) 特別弔慰金国庫債券等に関する業務

① 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」等の規定に基づき、戦没者等の遺族等に対し、国として弔慰の意を表すため、あるいは精神的痛苦を慰藉するために、記名国債により支給されます。

支給を受けた者のうち、生活保護を受けている者、あるいは受ける状態になるおそれがあると福祉事務所長が認める者は、支払期日前に国庫債券の全部について、額面金額より定められた率により割引された価格で特別買上償還を受けることにより、その全額を受け取ることができます。

近畿厚生局では、この特別弔慰金及び特別給付金国庫債券の特別買上償還を受けるために必要な「買上を必要とする旨の証明書」等の交付業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
証明書の交付	81	48	7

(14) 精神保健指定医に関する業務

① 概要

精神保健指定医は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定めている要件を満たす医師の申請に基づき、厚生労働省が医道審議会医師分科会、精神保健指定医資格審査部会の意見を聴いて指定しています。指定された医師（精神保健指定医）は、精神障害者に対する措置入院（指定医の判定により強制的に入院させること）や入院中の行動の制限等の可否の判定などを行います。

近畿厚生局では、精神保健指定医について、指定申請書の受理、審査及び本省への送付、新規指定及び5年ごとの研修受講等による指定医証の交付、辞退・死亡届の受理等の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
精神保健指定医の新規申請	96	84	74
精神保健指定医の更新（5年ごと）	340	515	499
精神保健指定医の証の有効期の延長	4	4	2
精神保健指定医の証の再交付	13	13	11
住所・勤務先の変更	186	247	180

③ 近畿厚生局管内の精神保健指定医数

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
精神保健指定医数	2,286	2,380	2,414

④ 平成 25 年度精神保健指定医の内訳 (単位：名)

福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
74	103	92	496	380	176	100	286	309	97	301

(15) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年 1 回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 業務実績

平成 25 年度まで実績はありません。

(16) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1 5 0 0 k L (原油換算) 以上となる事業所

② 業務実績

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	307	308	307

(17) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3 0 0 0 t-CO₂ 以上排出している事業所

② 業務実績

平成 25 年度まで実績はありません。

(18) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。

② 業務実績

平成 25 年度においては、次のとおり交付決定等を行いました。

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県13市 25年度交付決定額 (負担金) 596,863,223円 (補助金) 47,842,140円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 112,255,329円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 5,469,794,110円

補助金名	交付目的	交付対象等
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 100,056,426円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 25年度交付決定額 32,727,564,877円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県212市町村 25年度交付決定額 216,459,484円
特別障害者手当等給付費 国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 25年度交付決定額 7,681,470,591円
児童入所施設措置費 等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県100市 25年度交付決定額 16,959,432,493円

補助金名	交付目的	交付対象等
保育所運営費国庫負担金	児童福祉法に基づき、保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的としています。	107市74町村 25年度交付決定額 70,700,627,419円
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 (負担金) 163,009,538円 (補助金) 192,611,167円
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府4県6市10法人 25年度交付決定額 (施設) 6件 29,103,000円 (設備) 31件 191,022,000円 25年度財産処分 14件 (内包括9件)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 25年度交付決定額 1,961,095,000円 25年度財産処分 104件 (内包括90件)

補助金名	交付目的	交付対象等
地域介護・福祉空間整備等交付金	介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的としています。	23市町村 25年度交付決定額 486,945,000円 25年度財産処分 11件（内包括4件）
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	1府2県6市 25年度交付決定額 404,725,000円 25年度財産処分 2件（内包括2件）
保健衛生施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	25年度は、実績なし
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	25年度は、 京都府内11件 大阪府内 1件 兵庫県内10件

7 指 導 養 成 課

(1) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

次の38種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ・管理栄養士養成施設
- ・調理師養成施設
- ・美容師養成施設
- ・児童福祉施設職員養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・社会福祉主事養成機関
- ・身体障害者福祉司養成施設
- ・保健師・看護師（統合）養成所
- ・看護師養成所
- ・臨床検査技師養成所
- ・作業療法士養成施設
- ・言語聴覚士養成所
- ・義肢装具士養成所
- ・歯科衛生士養成所
- ・あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ・あま指師、はり師、きゅう師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設
- ・食鳥処理衛生管理者養成施設
- ・福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- ・介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）
- ・栄養士養成施設
- ・理容師養成施設
- ・児童福祉司養成施設
- ・指定保育士養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・精神保健福祉士養成施設
- ・知的障害者福祉司養成施設
- ・助産師養成所
- ・診療放射線技師養成所
- ・理学療法士養成施設
- ・視能訓練士養成所
- ・臨床工学技士養成所
- ・救急救命士養成所
- ・歯科技工士養成所
- ・はり師、きゅう師養成施設
- ・柔道整復師養成施設
- ・食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設
- ・福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）

（注）調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格、並びに理容師養成施設、美容師養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成施設の入学資格について、学校教育法に規定されない各種学校等の卒業生に対する学力認定についても行っていません。

② 指定等状況

(ア) 所管する養成施設等の数及び課程数

H26. 3. 31 現在：743 施設 959 課程（H25. 3. 31 現在：719 施設 934 課程）

施設の種類の種類	施設数	課程数	施設の種類の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	29(29)	29(29)	精神保健福祉士養成施設	6(6)	11(11)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	助産師養成所	10(10)	10(10)
調理師養成施設	29(29)	47(49)	看護師養成所	107(107)	117(117)
理容師養成施設	15(15)	28(28)	保健師・看護師(統合)養成所	3(3)	3(3)
美容師養成施設	40(41)	79(81)	診療放射線技師養成所	3(3)	4(4)
指定保育士養成施設	109(110)	126(128)	臨床検査技師養成所	5(5)	6(6)
社会福祉士養成施設	12(12)	16(16)	理学療法士養成施設	23(23)	31(31)
介護福祉士養成施設	51(51)	56(56)	作業療法士養成施設	13(13)	16(16)
社会福祉主事養成機関	8(8)	9(9)	視能訓練士養成所	5(5)	7(7)

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
言語聴覚士養成所	8(8)	10(10)	はき師養成施設	17(17)	29(29)
臨床工学技士養成所	6(6)	12(12)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
義肢装具士養成所	1(1)	2(2)	柔道整復師養成施設	18(18)	32(32)
救急救命士養成所	7(7)	9(9)	製菓衛生師養成施設	25(25)	43(43)
歯科衛生士養成所	18(18)	20(20)	食管・食監養成施設	30(31)	40(40)
歯科技工士養成所	5(5)	6(6)	福祉系高等学校	19(20)	19(20)
あま指師養成施設	2(2)	2(2)	福祉系大学等	49(49)	63(63)
			介護福祉士実務者養成施設	41(13)	48(16)

(注) ・ 「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「はき師養成施設」は「はり師、きゅう師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、「食管・食監養成施設」は「食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設」をいう。(以下の「施設の種類」についても同じ。)

- ・ 施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成24年度末の数。
- ・ 各養成施設の一覧は資料編108頁～144頁に掲載しています。

(イ) 新規指定(承認)件数(平成25年度:48件)

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
栄養士養成施設	1	社会福祉士養成施設	1	はり師きゅう師養成施設	1
理容師養成施設	1	看護師養成所	2	製菓衛生師養成施設	2
美容師養成施設	2	視能訓練士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	32
指定保育士養成施設	4	言語聴覚士養成所	1		

(平成25年度新規指定(承認)状況)

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
栄養士養成施設	帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科 健康実践栄養士課程	大阪府堺市	昼間4年	40名
理容師養成施設	スタリアビューティーカレッジ大阪	大阪市淀川区	昼間2年	25名
			通信3年	25名
美容師養成施設	スタリアビューティーカレッジ大阪	大阪市淀川区	昼間2年	15名
			通信3年	15名
	福井県美容製菓専修学校	福井県福井市	通信2年	35名
			昼間3年	35名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
指定保育士養成施設	大阪成蹊大学教育学部教育学科	大阪市 東淀川区	昼間 4年	100名
	大阪総合福祉専門学校総合保育学科	大阪市北区	昼間 2年	32名
	プール学院大学教育学部教育学科 こども保育コース	堺市南区	昼間 4年	20名
	四天王寺大学教育学部教育学科 小学校・幼児保育コース	大阪府 羽曳野市	昼間 4年	40名
社会福祉士養成施設	京都医健専門学校教育・社会福祉専門課程 社会福祉課	京都市 中京区	夜間 1年	80名
看護師養成所	はくほう会医療看護専門学校	兵庫県 明石市	全日 3年	40名
	日高看護専門学校	和歌山県 御坊市	全日 3年	40名
視能訓練士養成施設	洛和会京都厚生学校（設置者変更）	京都市山科区	昼間 1年	20名
言語聴覚士養成所	平成リハビリテーション専門学校	兵庫県西宮市	昼間 2年	20名
はり師、きゅう師養成施設	大阪ハイテクノロジー専門学校	大阪市淀川区	昼間 3年	30名
製菓衛生師養成施設	大原スポーツ医療保育福祉専門学校 衛生専門課程製菓衛生科	福井県福井市	昼間 1年	15名
			昼間 2年	20名
	大原医療秘書福祉専門学校梅田校 衛生専門課程製菓学科	大阪市北区	昼間 1年	32名
			昼間 2年	32名

（注）介護福祉士実務者養成施設の一覧は資料編 120 項～122 頁に掲載しています。

（ウ）内容変更承認件数（平成 25 年度：255 件（平成 24 年度：237 件））

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	5(2)	看護師養成所	76(68)	歯科衛生士養成所	15(15)
栄養士養成施設	5(6)	保健師・看護師(統合)養成所	3(5)	歯科技工士養成所	0(0)
調理師養成施設	2(4)	診療放射線技師養成所	5(1)	あま指師養成施設	0(0)
理容師養成施設	0(0)	臨床検査技師養成所	4(1)	はき師養成施設	10(4)
美容師養成施設	7(1)	理学療法士養成施設	30(45)	あはき師養成施設	2(0)
指定保育士養成施設	22(26)	作業療法士養成施設	24(27)	柔道整復師養成施設	13(6)
社会福祉士養成施設	1(2)	視能訓練士養成所	3(6)	製菓衛生師養成施設	1(1)
介護福祉士養成施設	3(2)	言語聴覚士養成所	13(5)	食管・食監養成施設	0(0)
社会福祉主事養成機関	1(1)	臨床工学技士養成所	4(3)	福祉系高等学校	1(0)
精神保健福祉士養成施設	0(0)	義肢装具士養成所	0(2)	福祉系大学等	0(0)
助産師養成所	4(3)	救急救命士養成所	1(1)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)

（注）件数欄の括弧書きは平成 24 年度の数。

(エ) 内容変更届件数 (平成 25 年度 : 450 件 (平成 24 年度 : 398 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	4(4)	看護師養成所	41(25)	歯科衛生士養成所	11(3)
栄養士養成施設	8(4)	保健師・看護師(統合)養成所	0(0)	歯科技工士養成所	2(0)
調理師養成施設	7(1)	診療放射線技師養成所	1(1)	あま指師養成施設	3(0)
理容師養成施設	16(16)	臨床検査技師養成所	2(1)	はき師養成施設	4(4)
美容師養成施設	45(45)	理学療法士養成施設	6(7)	あはき師養成施設	0(0)
指定保育士養成施設	19(16)	作業療法士養成施設	3(4)	柔道整復師養成施設	3(1)
社会福祉士養成施設	28(36)	視能訓練士養成所	1(1)	製菓衛生師養成施設	15(12)
介護福祉士養成施設	69(52)	言語聴覚士養成所	3(1)	食管・食監養成施設	12(14)
社会福祉主事養成機関	13(16)	臨床工学技士養成所	2(1)	福祉系高等学校	30(31)
精神保健福祉士養成施設	15(17)	義肢装具士養成所	0(0)	福祉系大学等	83(84)
助産師養成所	1(0)	救急救命士養成所	2(0)	介護福祉士実務者養成施設	1(1)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 24 年度の数。

③ 指導状況

(ア) 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 25 年度実績 : 43 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	1	調理師養成施設	2
栄養士養成施設	2	理容師養成施設	3
美容師養成施設	5	指定保育士養成施設	4
社会福祉士養成施設	1	介護福祉士養成施設	2
精神保健福祉士養成施設	1	看護師養成所	11
助産師養成所	0	言語聴覚士養成所	1
理学療法士養成施設	2	歯科衛生士養成所	2
作業療法士養成施設	2	柔道整復師養成施設	1
義肢装具士養成所	1	救急救命士養成所	1
診療放射線技師養成所	1		

(イ) 指導件数

指導件数 238 件 (文書 29 件、口頭 209 件)

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	0	0	看護師養成所	24	162
栄養士養成施設	2	1	調理師養成施設	0	4
理容師及び美容師養成施設	1	18	指定保育士養成施設	1	4
社会福祉士養成施設	0	0	介護福祉士養成施設	0	2
理学療法士養成施設	0	2	精神保健福祉士養成施設	1	3
作業療法士養成施設	0	2	歯科衛生士養成所	0	3
義肢装具士養成所	0	1	柔道整復師養成施設	0	2
診療放射線技師養成所	0	1	救急救命士養成所	0	4

・具体的な指導の内容は、38 頁～51 頁に掲載しています。

(2) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成25年度は32件（平成24年度は33件）実施されました。

② 社会福祉主事認定講習会の指定業務

社会福祉法で都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉主事を置くことと定められています。

また、都道府県等が任用する社会福祉主事は、その要件が定められており、その一つの要件として、社会福祉法に「厚生労働大臣の指定する社会福祉主事認定講習会の課程を修了した者」と定められています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、社会福祉主事認定講習会として指定する業務を行っています。平成24、25年度は実施されませんでした。

③ 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成25年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が1件（平成24年度は実績なし）、介護教員講習会が1件（平成24年度は1件）実施されました。

④ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、前年度に実施した講習会の修了者名簿を受理しています。平成25年度は、社会福祉士実習指導者講習会が7件（平成24年度は4件）、介護福祉士実習指導者講習会が1件（平成24年度は1件）実施されました。

⑤ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成28年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任

教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受取り、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受取り業務を行っています。平成 25 年度は、実務者研修教員講習会が 9 件（平成 24 年度は 20 件）、医療的ケア教員講習会が 7 件（平成 24 年度は 21 件）実施されました。

⑥ 食品衛生管理者資格認定講習会の登録業務

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食品衛生法」で、乳製品や厚生労働大臣が定めている特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造、加工を行う営業者は、専任の食品衛生管理者を置くことと定められています。

食品衛生管理者となるための一つの要件として、衛生管理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者資格認定講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 25 年度は、この講習会が実施されておられません。（平成 24 年度は実績なし）

⑦ 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録業務

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」で、食鳥処理業者は食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置くことと定められています。

食鳥処理衛生管理者となるための一つの要件として、食鳥処理業務に 3 年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者講習会の課程を修了することが必要とされています。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとなっており、近畿厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。平成 25 年度は、この講習会が実施されておられません。（平成 24 年度は実績なし）

(3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

看護師等養成所では、学生に病院や診療所、老人介護施設などの施設で実習を行わせており、看護師等養成所からの学生を受け入れる施設は、学生の指導を担当する看護師等を実習指導者として配置する必要があります。

近畿厚生局では、厚生労働省医政局長の通知に基づき、診療所や老人介護施設など小規模施設で学生の指導等を担当する看護師等を対象に、特定分野（助産学、老年看護学、小児看護学、在宅看護論）を実習指導することの意義及び実習指導者としての役割を理解してもらい、学生に対してより効果的な実習指導が行えるよう、「保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）」を実施しています。

府県別受講者等の推移

府 県 名	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者	応募者	受講者
福 井 県	1	1	0	0	1	1	0	0
滋 賀 県	6	6	7	7	7	7	12	6
京 都 府	7	7	10	8	1	1	13	9
大 阪 府	35	27	45	33	55	34	45	32
兵 庫 県	13	9	19	13	12	12	16	15
奈 良 県	9	7	7	5	7	7	7	6
和 歌 山 県	8	6	2	2	5	5	3	3
合 計	79	63	90	68	88	67	96	71

(注) 本講習会は平成 19 年度から実施

・養成施設等に対する具体的な指導の内容（指導件数は、34頁に掲載しています。）

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>1. 学則</p>
	<p>< 事例 1 > 入学前の既習得単位の認定単位について、学則では大学卒業者に限定し、既修得単位を認定しているが、大学卒業者以外にも対象者の範囲を広げた既習得単位認定に関する規程を定め、その規程に基づき、専修学校等卒業者の単位認定も行っていた（学則と規程との整合性がない。）。</p> <p>[指導内容] 既修得単位の認定について、指導要領を踏まえながら、学則と規程との整合性を図ること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2、第五 3（2）（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 単位認定について、学則に入学時の既習得単位の認定方法を定めているが、通常の単位認定の方法は定めておらず、成績評価規程で定められていた。この影響もあり、単位認定の規定が学生にわかりにくくなっていた。</p> <p>[指導内容] 成績の評価及び単位認定に関する事項は学則に定めること、また、学生にわかりやすいよう学則・諸規定類を整理すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（9）（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 学則で講師会議を定めているが、各種の会議を適切に実施するために必要な内容を定めている学校管理運営要領の中に講師会議が含まれていないこともあり、講師会議の内容が定まっていなかった。さらに、講師会議が開催されていなかった。</p> <p>[指導内容] 規程との整合性を図ること。 講師会議を開催すること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（1 3） 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 1 看護師等養成所の運営に関する手引きについて第二（看護師）</p>
	<p>< 事例 4 > 学則の本文において、授業時間は年間 800 時間以上と規定しているが、学則の別表で 1 年次 750 時間、2 年次 750 時間、3 年次 705 時間と定めていた。</p> <p>[指導内容] 学則内での整合性を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2（7）（看護師）</p>
<p>< 事例 5 > 学則の卒業の認定の規定では、学校長が卒業認定を行うことになっていた。一方、運営委員会規程では、卒業に関することは運営委員会の所掌事項となり、学校長が認定する仕組みになっていなかった（学則と規定の整合性が図られていなかった。）。また、学則の「卒業判定会議」と「進級判定会議」、細則（単位認定）（卒業認定）との整合性も図られていなかった。</p> <p>細則で別に定めるとしている「単位認定会議」「卒業認定会議」が定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則、規程、細則の整合性を整えること。 細則で「別に定める」としたものは定めること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 1、第八 3 看護師等養成所の運営に関する手引き第 2（看護師）</p>	

事項	内 容
学 則	<p>< 事例 6 > 通信課程に関する「学期」「入所資格、入所者の選考方法及び入所手続き」が学則に記載されていなかった。</p> <p>[指導内容] 通信課程に関する「学期」「入所資格、入所者の選考方法及び入所手続き」を学則に記載すること。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指導要領第二（４）（美容師）</p> <p>< 事例 7 > 入学金等の徴収を行う項目は学則で定めているが、１年次（入学年次）のみ徴収するのか、２年次（各年次）も徴収するのか、学則に記載されていなかった。このような学則の内容で、行事費等については２年次でも徴収していた。</p> <p>[指導内容] ２年次（各年次）に徴収するものは、その旨を学則に記載すること</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指導要領第二（４）（美容師）</p>
	<p>２．諸規程類</p>
に 関 す る こ と	<p>< 事例 1 > 運営管理規程において、講師会議は年１回以上開催とされているが、開催されていなかった。</p> <p>学校組織運営規程において、講師会を定めているが、年間１回も開催されていない状況であった。</p> <p>[指導内容] 講師会議を開催すること。 年１回は講師会議の開催を検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 細則で定めている講師会議が開催されていなかった。また、実習指導者会議も月１回以上と規定されているが、２か月に１回の開催となっていた。</p> <p>[指導内容] 講師会議を開催すること。 実習指導者会議については、細則どおり開催するのか、現状に即して細則を見直すのかされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 入学試験規程について、試験委員の業務分担の定めがなく、同規程の入学試験選考会議との整理がされていなかった。さらに、運営管理規程を読む限り、運営委員会が入学に関することを審議するとも読み取れた。</p> <p>[指導内容] 入学に関する諸規程類の整合性を図ること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>< 事例 4 > 履修（再試験を含む）に関する規定において、レポートの提出を臨地実習の再試験として取り扱うことができる旨を定めていた。</p> <p>履修要項の中で「補習等を行った上で試験を受けさせることができる。」と定めているが、レポートの提出のみで試験させるケースが多数見受けられた。</p>

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>[指導内容] 臨地実習の再試験の評価方法について、それにふさわしい評価方法に改めるよう検討されたい。 補習させることを原則とせず、レポート（課題）の提出で再試験させるのは望ましくないことから、運用を改めるか、履修に関する規程（履修要項）の見直しを検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第二 2、第五 3（2）（看護師）</p>
	<p>< 事例 5 > 時間割（月別授業実施録）の一部の土曜日を「自己研修」としているが、当該日が、出席すべき日（卒業を認定する際に計算する母数となる日（欠席が 1 / 3 を超えない））なのか否かが、学生には分かりにくくなっていた。</p>
	<p>[指導内容] 出席すべき日（卒業を認定する際に計算する母数となる日）について定めるとともに、年間計画表等を活用し、学生に周知することを検討されたい。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第三 3（2）（看護師）</p>
	<p>< 事例 6 > 修学費用に関する規程において、「特別講義料」を定め、休学中にも関わらず授業科目の履修を許可し、その費用を徴収していた。</p>
	<p>[指導内容] 休学についての定義とその扱いについて検討されたい。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 7 > 授業時間（講義）は 90 分で 2 時間、実習は 60 分で 1 時間で運用されていたが、履修要項に授業と実習の具体的な時間が記載されていなかった（スクールアワーで運用していることが明確になっていない）。</p> <p>履修内規を見ても、授業時間と 1 コマの時間数、実習時間数が不明であり、スクールアワーで運用していることが明確になっていない状況であった。</p>
	<p>[指導内容] 講義及び実習の時間数について、学生に分かりやすい規程等になるよう検討されたい。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
<p>< 事例 8 > 欠課の際の時間計上について、規程等で定めておらず、口頭で 2 時間単位とする旨を学生に説明する対応に留まっていた。</p> <p>履修内規において、遅刻・早退は規定されているが、欠課の際の時間計上については不明確であった。例えば 30 分の遅刻は欠課時間が、2 時間（一つの授業単位）となるのか、1 時間となるのか、不明確になっていた。</p> <p>出席欠席に関する規程における欠課について、1 時間分の欠課を意味するのか、1 授業の 2 時間分の欠課を意味するのか不明確であった。</p> <p>細則の出席及び欠席の条文において、遅刻・早退は規定されているが、欠課の時間計上について不明確であった。例えば、30 分の遅刻について、1 時間の欠課なのか、1 授業の 2 時間の欠課なのか不明確な細則になっていた。</p>	
<p>[指導内容] 欠課時間の取扱について、学生がわかりやすいよう明確に定めること。</p>	
<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3、第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>	

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>< 事例 9 > 細則の欠席・欠課を定めている規定の中の「やむを得ない理由」について、「欠席・欠課における『やむを得ない理由』に関する内規」で定めているが、学生には口頭での説明に留まっていた。</p>
	<p>[指導内容] 学生に対して口頭説明のみに留めず、他の周知方法も検討されたい。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 10 > 成績評価及び履修認定等に関する規程の単位履修認定数と、学則の科目の単位数の数字が異なっていた。また、同規定で「次年度、未認定科目の試験を受けることができる」と定めていた（再履修し、試験を受ける必要がある。）。</p>
	<p>[指導内容] 指導要領等に基づき、適切に運用できるよう規程の見直しを検討されたい。また、学則との整合性を整えること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（看護師）</p>
	<p>< 事例 11 > 出席欠席に関する規程で「別途定める」としている規程がなかった。</p>
	<p>[指導内容] 規程で「別に定める」としたものは定めること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八</p>
	<p>看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p>< 事例 12 > 臨地実習の再試験（補習）について、臨地でなく学内で行うことができる内規となっていた。また、臨地実習の追実習の日数の設定について、原則、実習期間の 2/3 を補う設定をする内規となっていた（単位認定されなかった者が、次年度、臨地実習をする際には、実習期間の 2/3 でなく、全ての期間の臨地実習が必要である。）。</p>
	<p>[指導内容] 内規を見直し、指導要領に基づき適切に実施すること。</p>
	<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（1）、第五 4（1）、第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 13 > 細則において、出席時間数が不足していてもやむを得ない場合は学科試験が受験できる規定になっていた。</p>
	<p>[指導内容] 出席時間数が不足すれば単位は認められないことから、指導要領に基づき適切に実施すること。</p>
<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五 3（看護師）</p>	
<p>< 事例 14 > 入学試験に関する入学試験実施規程は定められていたが、個別資格審査は定められていなかった。</p>	
<p>[指導内容] 個別入学資格審査について定めること。</p>	
<p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八</p>	
<p>看護師等養成所の運営に関する手引き第三 1</p>	
<p>保健医療分野及び福祉分野における各資格の養成所の入所資格等の見直しについて（平成 15 年 10 月 7 日医政発第 1007001 号厚生労働省医政局長通知）第 1</p>	
<p>（看護師）</p>	
<p>< 事例 15 > 学生募集及び入学選考に関する規程の入試科目と入学試験内規の学力検査科目との整合性がない状況であった。※第 1 学科の一般入学試験の科目は、規程では「理科 I」があるが、内規では「理科 I」がない。</p>	

事項	内 容
学 則 に 関 す る こ と	<p>[指導内容] 規程と内規の整合性を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二（看護師）</p>
	<p><事例16> 入試及び入学等規程に選考方法や判定基準が記載されていなかった。</p> <p>[指導内容] 入試及び入学等規程に選考方法や判定基準を整えること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二、第三（看護師）</p>
	<p><事例17> 入学試験に関する規定、入学試験に関する細則は定められているが、別に定めるとしている「入学試験委員会」の規定がなく、入学の選考に関する事項が具体的に定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 細則で「別に定める」としたものは定めること。また、入学選考に関する具体的なことは、入学試験実施規程で定めておくことが望ましい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第二、第三（看護師）</p>
	<p><事例18> 健康管理規程（健康手帳）において、学生自身が保管、必要時応じて教員が管理とあるが、現実には学校が保管していた（学校教育法施行規則第28条第4項で学校に保管することになっている。）。</p> <p>[指導内容] 健康管理規程の見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p><事例19> 文書管理規程はあるが、保存期間、保存方法、廃棄等の必要な内容が規定されていなかった。</p> <p>[指導内容] 文書管理規程を改訂されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p><事例20> 校務分掌要領の副校長において、「副校長は専任の教員をもって充てる」と規定していた。</p> <p>[指導内容] 副校長は、専任の教員でなく専任の職員であることから、校務分掌要領を見直し、専任の職員として整理されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四2（看護師）</p>
	<p><事例21> 学則に「別に定める」と定めているが、その一部は定められていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に「別に定める」と定めている事項については、細則等で別に定めること。</p> <p>[根拠規定] 救急救命士養成施設指定規則第4条第1項第13号（救急救命士） 言語聴覚士養成施設指定規則第4条第1項第13号（言語聴覚士）</p>
	<p><事例22> 定められた事項が学則に記載されているものの、学業成績評価及び卒業に関する事項において、学則と学則細則との間で整合性に欠ける記載が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 学則及び学則施行細則の学業成績評価及び卒業に関する事項の内容を整理すること。</p> <p>[根拠規定] 規定なし（調理師）</p>

事項	内 容
教員に関する点	<p>1 . 専任教員</p>
	<p>< 事例 1 > 専任教員 9 名を配置する基準の養成施設において、教員は 9 名配置されているが、専任教員の要件を満たす教員は 7 名で、1 名は講習会受講中、1 名は大学通信教育課程受講中であった。</p> <p>[指導内容] 専任教員の要件を満たすため、看護教員養成講習会の受講計画をすすめる等、専任教員を確保されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 (1) (看護師)</p>
	<p>< 事例 2 > 養成所長は母体病院長との兼任医師となっており、長を補佐する専任の職員として事務職の副校長が配置されていた。</p> <p>[指導内容] 養成所の長を補佐する専任の職員は必須ではないが、補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは専任の看護職員とすること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 2 (2) (看護師)</p>
	<p>< 事例 3 > 教務主任が配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 早急に教務主任を確保すること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 4 号 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 (1 0) (看護師)</p>
	<p>< 事例 4 > 教務主任は、教務主任養成講習会未受講であり、教育経験年数も 2 年で 1 年不足していた。</p> <p>[指導内容] 専任教員の経験を 3 年以上有する者等の教務主任の基準を満たした者とする</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 1 (1 0) (看護師)</p>
	<p>< 事例 5 > 専任教員の 1 週間あたりの講義時間数の標準は 15 時間であるが、12 月に週 16 時間担当する教員がいた。</p> <p>[指導内容] 一人の専任教員の 1 週間あたりの講義時間数も考慮した時間割を作成されたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1 (3) (看護師)</p>
	<p>< 事例 6 > 理容科及び美容科の通信課程において、専任教員が不足していた。</p> <p>[指導内容] 通信課程の専任教員は理容科、美容科にそれぞれ〇人以上確保すること。</p> <p>[根拠規定] 理容師養成施設指定規則第 4 条 (理容師) 美容師養成施設指定規則第 3 条 (美容師) 理容師養成施設指導要領第三 (理容師) 美容師養成施設指導要領第三 (美容師)</p>

事項	内 容
教 員 に 関 す る こ と	<p>2. その他教員</p>
	<p>< 事例 1 > 元高等学校教員が基礎分野の講師を担当していた。 [指導内容] 基礎分野を担当する教員は、大学において当該分野を教授している講師が望ましいことから、講師の充実について検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 3（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 実習指導教員を確保していなかった。 [指導内容] 実習施設での学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望まれる。母体施設と実習施設が離れた位置にあり、教員の負担も大きいと思われたので、その確保について検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第四 4 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 2（2）（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > カウンセラーが配置されていなかった。 カウンセリングが副学校長に申し込む方法で運用されていることもあり、年 3 回の実施であった。 [指導内容] カウンセラーを確保することが望ましい。 定期的にカウンセリング日を設定し、学生が利用しやすい環境を確保することが望ましい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1（4）（看護師）</p>
	<p>< 事例 4 > 司書が配置されていなかった（事務職が兼任して管理していた。）。 [指導内容] 司書を確保することが望ましい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する手引き第四 1（4）（看護師）</p>
生 徒 （ 学 生 ） に 関 す る こ と	<p>1. 生徒（学生）定員</p>
	<p>< 事例 1 > 学生定員数 40 人であるが、44 名が入学していた。なお、4 名超過の教育方法については、学習に支障がないように教室・実習室・教材を整え、指導体制の配慮はされていた。 [指導内容] 定員を遵守するため、入学試験委員会において慎重に検討されたい。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 5 号 看護師等養成所の運営に関する指導要領第六 2（看護師）</p>

事項	内 容
生徒（学）	<p>< 事例 2 > 定員が超過していた（1学級の定員が超過していた。）。</p> <p>[指導内容] 定員を遵守すること（今後の定員管理について改善方策を検討し示すこと。）。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第5号 歯科衛生士学校養成所指導要領第四1（歯科衛生士） 理学療法士作業療法士学校養成所指定規則第2条第1項第6号 理学療法士作業療法士養成施設指導要領第4（1）（作業療法士） 義肢装具士学校養成所指定規則第4条第1項第6号 義肢装具士養成所の指導要領第2（1）（義肢装具士） 調理師養成施設指導要領第6－1（調理師） 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第6号（保育士） 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日付社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2I第6（1）（介護福祉士） 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項第5号 精神保健福祉士養成施設等指導要領第4（1）（精神保健福祉士）</p>
生	<p>2. 入学資格</p>
に 関 す る	<p>< 事例 1 > 高等学校既卒者のうち、入試時に卒業年月日が入っている成績証明書を提出した学生について、卒業証明書が保存されておらず、確実な確認ができなかった。入学後氏名確認として、戸籍抄本を提出させ保存していた。</p> <p>[指導内容] 入学資格確認を適切に行うこと。 不必要な個人情報の保管等は控えること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第1号 看護師等養成所の運営に関する指導要領第三1、第八 看護師等養成所の運営に関する手引き第三2（看護師）</p>
こ	<p>3. 入学選考</p>
と	<p>< 事例 1 > 入学決定に係る議事録が作成されていなかった。</p> <p>[指導内容] 入学決定に係る議事録を作成すること。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士養成所指導要領第4-2（歯科衛生士）</p> <p>< 事例 2 > 中学卒業者に対する入所試験において、作文と面接試験しか行われていなかった。</p> <p>[指導内容] 中学卒業者に対する入所試験の課目は教科課目の内容を勘案した個別の入所資格審査をするよう検討されたい。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等の運用について第四2（美容師）</p>

事項	内 容
生徒（学生）に関すること	<p>4. 単位認定、卒業認定</p> <p>< 事例 1 > 既修得科目の認定について、指定規則に定めている大学や養成所（施設）以外で得た単位を認定していた。</p> <p>[指導内容] 既修得科目の認定に関して、指定規則に定めている大学や養成所以外で得た単位を認定していたので、今後、このようなことが起きないように対策を講ずること。</p> <p>[根拠規定] 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第3号別表第一備考二及び第3条第3号別表第二備考二 理学療法士作業療法士養成施設指導要領第5（5） （理学療法士・作業療法士）</p> <p>< 事例 2 > 卒業判定等の記録が保存されていなかった（決定に係る資料がない。）。</p> <p>[指導内容] 卒業判定等の記録については、正しく作成し、保存を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 救急救命士養成所指導要領第2（5）（救急救命士） 言語聴覚士養成所指導要領第2（5）（言語聴覚士）</p>
授業（教育）に関すること	<p>1. 教育内容</p> <p>< 事例 1 > 学則とカリキュラム表の教科科目の名称が一部一致していなかった。</p> <p>[指導内容] 教科科目の名称を整理すること。なお、調理師養成施設施行規則第6条第1号に掲げるものと異なる場合には、学則にその対照を明示すること。</p> <p>[根拠規定] 調理師養成施設指導要領第七9（調理師）</p> <p>2. 授業時間</p> <p>< 事例 1 > 一部の授業科目の実施時間数が不足していた。</p> <p>[指導内容] 不足している授業科目の時間数を満たす授業計画を作成し、実施すること。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号（看護師）</p> <p>< 事例 2 > 授業の種類（講演、演習、実習）の1単位の時間について、学則で「講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする」と定めているが、シラバスに演習と記載のある授業の1単位が45時間となっていた。</p> <p>また、学則で「実習は30時間から45時間をもって1単位とする」と定めていた（この実習は臨地実習であったので、1単位を45時間の実習とする必要がある。）。</p> <p>[指導内容] 指導要領等を踏まえながら、学則とシラバスとの整合性図り、適切な学則及びシラバスにされたい。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第五3（1）、第八（看護師）</p> <p>< 事例 3 > 規定時間数の講義は実施されているが、科目毎の実施記録が正確に行われていなかった。</p> <p>[指導内容] 各科目の実施を正確に確認できる書類の整備をすること。</p> <p>[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>

事項	内 容
授 業 （ 教 育 ） に 関 す る こ と	<p>< 事例 4 > 1・2年次の履修科目の時間が不足していた。2年次に実施することを定めていた科目が1年次と2年次で実施されていた。</p> <p>[指導内容] 不足の時間数を満たす授業計画を作成し、実施すること。 学則、進度計画、シラバスに規定する教育内容や進度が実施できていないので、カリキュラムの見直しをされたい。</p> <p>[根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第3号（看護師）</p>
	<p>< 事例 5 > 複数の科目で学則に定められた授業時間数を大幅に超過していた。また、授業の実施状況を記録した書類が整備されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に定められた授業時間数どおりシラバス及び時間割を作成し、それに沿って実施すること。</p> <p>[根拠規定] 歯科衛生士学校養成所指定規則第2条第3号 歯科衛生士養成所指導要領第四5、第六3（1）（歯科衛生士）</p>
	<p>< 事例 6 > 多くの科目で授業時間が学則に定める時間数を超過していた。</p> <p>[指導内容] 授業は学則に定められた時間で実施し、恒常的に大幅に超過する科目については、学則（教育課程）の変更を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第3号（診療放射線技師） 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条第3号（理学療法士）</p>
	<p>< 事例 7 > 一部の講義について、3授業時間連結して授業を行っていた。</p> <p>[指導内容] 担当教員と調整の上、講義については2時間を超えて連結しないよう努めること。</p> <p>[根拠規定] 調理師養成施設指導要領第七5（4）（調理師）</p>
	<p>< 事例 8 > 美容実習の授業時間数について、学則に規定されている授業時間数を著しく超過していた。また、衛生管理及び美容技術理論の授業時間数について、過不足なく授業を実施しているが、各学年で実施する時間数が学則と一致していなかった。</p> <p>[指導内容] 授業計画及び学則に定めた授業時間数を見直し、これらに基づき、適切に授業を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号ハ 美容師養成施設指導要領5（1）（美容師）</p>
	<p>< 事例 9 > 科目毎の出席時間により履修の認定が行われていなかった（朝のホームルームに出席できなければ欠席の扱い。）。</p> <p>[指導内容] 単位制に沿った運営を行うために科目毎の出席時間により履修の認定を行うよう検討すること。</p> <p>[根拠規定] 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法第4条（保育士）</p>

事項	内 容
授 業 (教 育 に 関 す る こ と	<p>3. 合同授業、合併授業</p>
	<p>< 事例 1 > 80人の合同授業が実施されていた。 [指導内容] 指定規則に基づき、授業が実施できるよう早急に改善すること。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第5号 看護師等養成所の運営に関する指導要領第六2(1)(看護師)</p>
	<p>< 事例 2 > 一部の科目で合併授業が行われていた。 [指導内容] 合併授業は教育効果の観点から好ましくないので解消するよう努めること。 [根拠規定] 規定なし(理学療法士、作業療法士)</p>
	<p>4. 臨地実習</p>
	<p>< 事例 1 > 県内での実習施設の確保が難しいため、他府県の7施設において、実習していた。遠方の施設への移動時間は2時間程度であった。 [指導内容] 原則として都道府県内の実習施設を確保されることとしていること。学生、教員の負担も考慮し、県内の実習施設の確保について検討されたい。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第9号 看護師等養成所の運営に関する手引き第七4(看護師)</p>
	<p>< 事例 2 > 実務実習の実務記録を提出させていないため、評価ができていない状況であった。 [指導内容] 実務実習について、実務記録を提出させ、これに基づいて実務実習の評価を行うこと。 [根拠規定] 美容師養成施設指導要領第5(1) 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について(平成20年3月25日健発第0325010号厚生労働省健康局長通知)第一8(3)ア(美容師)</p> <p>< 事例 3 > 理容実習及び美容実習について、実習記録と評価記録を作成していなかった。 [指導内容] 理容実習及び美容実習について、生徒の習熟状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。 [根拠規定] 理容師養成施設指導要領第5(1)(理容師) 美容師養成施設指導要領第5(1)(美容師) 理容師養成施設の教科課程の基準の運用について(平成20年3月25日健発第0325006号厚生労働省健康局長通知)第一8(3)ア(理容師) 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について(平成20年3月25日健発第0325010号厚生労働省健康局長通知)第一8(3)ア(美容師)</p>

事項	内 容
授業（教育）に関する事	<p>5 . その他</p>
	<p>< 事例 1 > 学科進捗計画通りに行われていない科目があった。（学年を跨ぐ実施となっている科目について、学生が再履修となった際に不利益を生じる可能性がある。） [指導内容] 学科の進捗計画等について、見直しを検討されたい。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 科目毎の講義記録が正確に記録されていなかった。 [指導内容] 講義記録を正確に記録し、定期的に科目の進捗を確認すること。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 学生の出席状況は把握しているが、科目別出席簿が作成されていなかった。 [指導内容] 科目別出席簿を作成し、科目毎に出席状況を把握すること。 [根拠規定] 歯科衛生士養成所指導要領第四 4（歯科衛生士） 柔道整復師養成施設指導要領第 6（6）（柔道整復師）</p>
	<p>< 事例 4 > 生徒の出欠状況が時限ごと及び課目ごとに出席簿で把握・保存されているが、出席の状況が時間の出席簿と科目の出席簿で異なっていた。 [指導内容] 生徒の出欠状況を確実に記録すること。 [根拠規定] 美容師養成施設指導要領第 4（11）（美容師）</p>
	<p>< 事例 5 > 学則及び施行規則に定める授業時間数を実施していたが、授業の記録を残していなかった。 [指導内容] 授業進捗を把握することが必要なことから、記録を残すことが望ましい。 [根拠規定] 児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 9 号（保育士）</p>
施設及び設備に関する事	<p>1. 施設及び設備に関する事</p>
	<p>< 事例 1 > 小児用ベッド 1、新生児用ベッド 1、人工呼吸器が不足していた。妊娠子宮模型は保有しておらず、分娩子宮のみであった。また、受胎原理模型はパネルのみであった。 [指導内容] 教育上必要な機械器具の整備を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 8 号（看護師）</p>
	<p>< 事例 2 > 図書は規定数を満たしていたが、古い文献もあり充実が望まれる。また、機械器具も古いものがあった。 [指導内容] 機械器具・図書は、計画的に更新すること。 [根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第六 7（2）（看護師）</p>
	<p>< 事例 3 > 人工呼吸器と簡易浴槽が整備されていなかった。なお、人工呼吸器患者の看護は、実習科目で学習していた。 [指導内容] 簡易浴槽を整備すること。また、人工呼吸器患者の看護は、実習科目で学習する機会があり、今は問題なく運用できているように見受けられるが、実習科目の時間において、必ずしも学習できるとは限らないことから、整備を検討されたい。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 8 号（看護師）</p>

事項	内 容
施設及び設備に関すること	<p>< 事例 4 > 機械器具の煮沸消毒器、簡易浴槽が整備されていなかった。 [指導内容] 教育上必要な機械器具の整備を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項第8号（看護師）</p> <p>< 事例 5 > 消毒に必要な薬品は生徒等が自由に出入りできる部屋に保管されていた。 [指導内容] 消毒に必要な薬品について、安全かつ適切な保管及び管理を行うこと。 [根拠規定] 理容師養成施設指導要領第6（6）（理容師） 美容師養成施設指導要領第6（6）（美容師）</p> <p>< 事例 6 > 波動関係実験器具が整備されていなかった。 [指導内容] 波動関係実験器具を整備すること。 [根拠規定] 理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号カ（理容師） 美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号カ（美容師） 理容師養成施設指導要領第6（7）（理容師） 美容師養成施設指導要領第6（7）（美容師）</p>
変更の申請・届出・報告に関すること	<p>1. 変更の申請・届出、報告に関すること</p> <p>< 事例 1 > 校舎各室の用途変更がされているが、変更承認申請が提出されていなかった。 [指導内容] 法令に基づいた適切な報告を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第13条第1項（看護師）</p> <p>< 事例 2 > 学則変更届が提出されていなかった。 4月1日に公益社団法人へ移行しているが、変更届が提出されていなかった。 ※公益法人改革に伴う、一般法人、公益社団法人等への移行は、特別に、簡便な変更届出と整理している。 [指導内容] 法令等に基づいた適切な手続きを行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第13条第1項（看護師）</p> <p>< 事例 3 > 施行令14条の報告の入力に間違いが見受けられた。 科目情報に、実際の実施時間・時期と違う情報が入力されていた。 教員情報に非常勤の実習指導教員、実習指導教員の2名が入力されていない。 実習施設情報に科目の不足があり、正確に入力されていない。 専任教員情報に実習指導教員が含まれており、正確に入力されていない。 実習指導教員数が0人であるが、専任教員情報と重複して1人と入力されていた。 4月1日の情報でなく、前年度の3月31日の情報が入力されていた。 [指導内容] 正確な情報の入力を行うこと。 [根拠規定] 保健師助産師看護師法施行令第14条（看護師）</p>

事項	内 容
管 理 運 営 に 関 す る こ と	<p data-bbox="300 230 903 264">1. 管理運営（学則を含む）に関すること</p> <p data-bbox="300 309 1453 421">< 事例 1 > 自己評価・自己点検について、実施はされているが、公表がされていなかった。学生による専任教員の授業評価については、自己評価・自己点検が実施されていたが、他の分野は実施されていなかった。</p> <p data-bbox="300 432 1453 499">[指導内容] 学校として、自己点検・自己評価・結果の公表に関する規程を整備し、結果を公表すること。</p> <p data-bbox="300 510 1161 544">[根拠規定] 看護師等養成所の運営に関する指導要領第八（看護師）</p>

8 医 事 課

(1) 薬事監視業務

① 医薬品等の許認可業務

ア 概要

近畿厚生局においては、「厚生労働大臣許可医薬品」及び「厚生労働大臣許可医療機器」を製造する場合の製造業許可を行っています。

「厚生労働大臣許可医薬品」とは、①生物学的製剤（体外診断薬を除く）②放射性医薬品 ③国家検定医薬品④遺伝子組換え技術応用医薬品⑤細胞培養技術応用医薬品であり、「厚生労働大臣許可医療機器」とは、細胞組織医療機器です。

(許可)

医薬品等を業として製造しようとする者は、薬事法に基づく医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。

医薬品等の製造業の許可は、区分に従い製造所ごとに与えられます。従って、すでに許可を受けている製造業者が、その製造所において ① 既存の製造区分を変更しようとする場合や ② 新たな区分を追加する場合には、改めてその製造業の許可を取らなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（薬事法第13条）

(許可の基準)

医薬品等の製造業の許可は、① 構造設備などの物的要件 ② 製造及び品質の管理方法などの運用上の要件 ③ 申請者の人的的確性の確認を行う人的要件が、それぞれに対応する法令に定められた「許可の基準」に適合していることが必要とされています。（薬事法第12条の2）

イ 業務実績

	23年度	24年度	25年度
年度当初厚生労働大臣許可施設数	20	16	15
業許可施設数	1	2	1
業許可施設数	5	3	1
年度末厚生労働大臣許可施設数	16	15	15

② 毒物及び劇物の登録業務

ア 概要

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒物及び劇物取締法第4条）

なお、① 営業者氏名又は住所 ② 設備 ③ 製造（営業）所の名称の変更、

その他品目及び営業の廃止をした場合には、届け出なければならないと定められています。（毒物及び劇物取締法第 10 条第 1 項）

イ 業務実績

	23 年度	24 年度	25 年度
・ 毒物劇物営業者の登録等業務件数	508	450	416
うち登録等の件数	339	284	248
届出等の件数	169	166	168

③ 輸入監視・指導業務

ア 概要

（輸入監視）

輸入監視とは、薬事法に規定された「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器」及び毒物及び劇物取締法に規定された「毒物、劇物」の輸入について、財務省及び税関当局の協力のもとに、「医薬品等の輸入監視について」（昭和 57 年 4 月 8 日薬発第 364 号厚生省医薬局長通知）の別添 1「医薬品等輸入監視要領」に基づき、未承認品・無許可品・無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として行う監視業務のことです。

医薬品等を輸入する場合には、関税法第 70 条第 1 項の規定により輸入通関に際して薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく輸入許可等を受けていることが必要です。

輸入者が医薬品等の製造販売（製造）業の許可、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けている場合は、製造販売（製造）用医薬品等輸入届書等を税関に提示すれば税関限りの確認により通関できることとなります。

（薬監証明）

輸入者が上記の許可・登録を受けていない場合は、当該医薬品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、国民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、指定された地方厚生局の薬事監視専門官が、通関前に輸入者から所定の様式による輸入報告書等の提出を求めています。これらに記載された輸入目的、輸入品目の内容、輸入数量等に基づきその妥当性を総合的に判断した上で、業としての輸入に当たらないことを確認し、その輸入報告書に「厚生労働省確認済」と押印し輸入者に交付します。

この「厚生労働省確認済輸入報告書」が「薬監証明」と呼ばれ、通関手続きの際、必要となります。

（個人輸入）

なお、医薬品等の個人輸入等については、決められた内容や数量の範囲内であれば、個人輸入等の輸入目的が明らかであるとして、税関限りの確認により通関できます。

（管轄範囲）

地方厚生局における輸入監視業務の管轄範囲は、地方自治体単位その他業務と大きく異なり、財務省の税関単位となっています。

このうち近畿厚生局は、財務省の地方支分部局として全国に設置されている8税関のうち名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の5税関の管轄区域が業務範囲とされています。この5つの税関の管轄区域は、2府28県となっており、近畿厚生局では沖縄地区税関の管轄区域を除く西日本を担当しています。

イ 業務実績

薬監証明の発給処理については、近年増加傾向にあり、また輸入形態が多様化する中で、遅滞することなく日々業務を進めています。

〔薬監証明発給件数〕

	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物・劇物	合計
23年度	13,981	88	969	5,721	599	21,358
24年度	15,876	99	876	5,311	432	22,594
25年度	17,169	96	591	5,939	463	24,258

〔相談件数〕

	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物・劇物	その他	合計
23年度	17,115	311	1,555	7,782	3,112	1,241	31,116
24年度	16,595	303	1,508	7,545	3,018	1,204	30,173
25年度	15,133	277	1,376	6,880	2,752	1,097	27,515

④ 医薬品等の輸入届業務

ア 概要

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業として輸入する場合は、それぞれの製造販売業者又は製造業者は輸入する目的（製造販売、製造）に応じ、輸入届を行わなければなりません。（薬事法施行規則第94条及び第95条）

その際、添付書類として、輸入された品目が不正に輸入されたものではなく、正規の承認や届出がなされているものであること、又は医薬品等の原料に使用する物であることを確認するために承認書の写し又は届書の写しなどの提出を求めています。

イ 業務実績

輸入届出書発給処理件数は近年増加傾向にあり、また輸入形態が多様化する中で、遅滞することなく日々業務を進めています。

	23年度	24年度	25年度
輸入届確認件数	23,557	31,749	31,721

(2) 医師及び歯科医師の臨床研修

① 概要

平成 16 年 4 月以降に免許を取得した医師には 2 年以上、平成 18 年 4 月以降に免許を取得した歯科医師には 1 年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法によりそれぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師として的人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念にのっとり、大学病院もしくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請・届出を行った病院等の研修プログラムの内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、臨床研修制度が円滑に運用されるための啓発活動などを実施しています。

② 業務実績

新規指定申請、既指定病院・施設からのプログラム変更届出について審査するとともに、既指定病院等の実地調査による指導を行っています。

また、医学生・歯学生に対する研修病院に関する情報収集の支援を目的として開催される、臨床研修病院説明会の開催日に併せて、近畿厚生局担当者による制度説明会を開催し、制度の周知を図っています。

ア 新規指定等の審査の状況

(医師)

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
基幹型臨床研修病院の新規指定申請	2	1	3
協力型臨床研修病院の新規指定申請	7	5	3
臨床研修病院の移転報告	3	1	2
臨床研修プログラムの変更・新設届出	46	50	47

※基幹型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型・・・他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型でないものをいう。

(歯科医師)

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
単独型臨床研修施設の新規指定申請	2	0	5
管理型臨床研修施設の新規指定申請	0	0	0
協力型臨床研修施設の新規指定申請	1	1	1
連携型臨床研修施設の新規指定申請	0	0	0
臨床研修施設の移転報告	1	1	0
臨床研修プログラムの変更・新設届出	6	4	7

※単独型・・・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいう。管理型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型・・・3 月以上他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、管理型でないものをいう。

連携型・・・他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、管理型及び協力型に該当しないもの。

イ 実地調査指導の実施状況

	23 年度	24 年度	25 年度
医師臨床研修病院	2	6	8
歯科医師臨床研修施設	7	6	11

ウ 医学生・歯学生に対する臨床研修制度説明会

・開催日：平成 26 年 2 月 15 日

・参加者数 (単位：名)

	医師	歯科医師	計
23 年度	120	100	220
24 年度	100	60	160
25 年度	110	80	190

③ 臨床研修病院府県別指定状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ア 指定病院数（厚生労働省が指定する施設）

府県名		医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設		
		基幹型	単独型	管理型	計
福 井 県	23 年度	6	2	1	3
	24 年度	6	2	1	3
	25 年度	6	2	1	3
滋 賀 県	23 年度	11	3	0	3
	24 年度	11	3	0	3
	25 年度	12	4	0	4
京 都 府	23 年度	21	6	0	6
	24 年度	21	6	0	6
	25 年度	21	7	0	7
大 阪 府	23 年度	65	8	1	9
	24 年度	64	9	1	10
	25 年度	64	10	1	11
兵 庫 県	23 年度	50	9	0	9
	24 年度	48	10	0	10
	25 年度	47	12	0	12

奈良県	23年度	7	1	0	1
	24年度	7	1	0	1
	25年度	7	1	0	1
和歌山県	23年度	7	2	0	2
	24年度	8	2	0	2
	25年度	8	2	0	2
合計	23年度	167	31	2	33
	24年度	165	33	2	35
	25年度	165	38	2	40

イ 大学附属病院数

府県名		医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設		
		基幹型	単独型	管理型	計
福井県	23年度	1	1	0	1
	24年度	1	1	0	1
	25年度	1	1	0	1
滋賀県	23年度	1	1	0	1
	24年度	1	1	0	1
	25年度	1	1	0	1
京都府	23年度	2	1	1	2
	24年度	2	1	1	2
	25年度	2	1	1	2
大阪府	23年度	7	2	2	4
	24年度	7	2	2	4
	25年度	7	2	2	4
兵庫県	23年度	2	1	1	2
	24年度	2	1	1	2
	25年度	2	1	1	2
奈良県	23年度	2	1	0	1
	24年度	2	1	0	1
	25年度	2	1	0	1
和歌山県	23年度	1	1	0	1
	24年度	1	1	0	1
	25年度	1	1	0	1
合計	23年度	16	8	4	12
	24年度	16	8	4	12
	25年度	16	8	4	12

※歯科：単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

- ・医師臨床研修病院一覧（基幹型）は、資料編 145 頁～148 頁、歯科医師臨床研修施設一覧 は、資料編 149 頁に掲載しています。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療

① 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」では、心神喪失の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為）を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することが定められています。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成などを行っています。

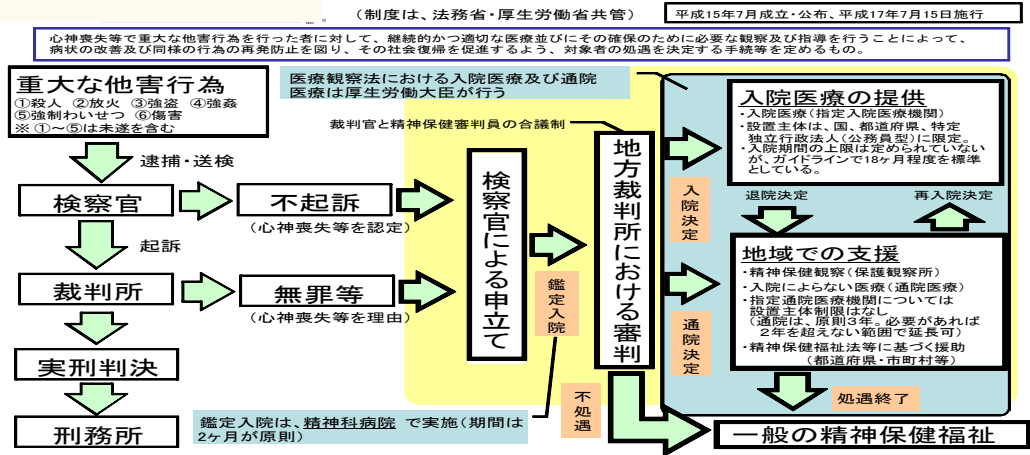
② 業務実績

管内にある指定入院医療施設の開棟、増床等により診療報酬請求の審査・支払業務が増加傾向にあります。

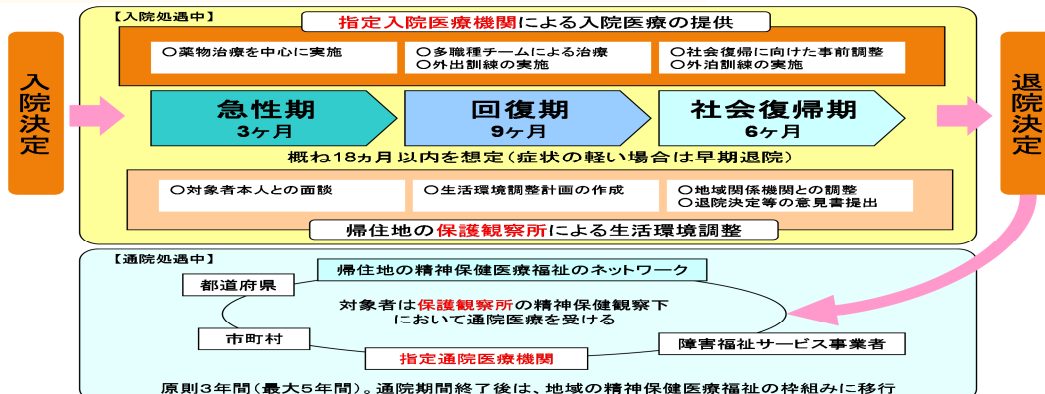
(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
指定医療機関の指定	11	15	16
指定入院医療機関の選定（移送）	44	50	44
精神保健判定医の登録	160	170	174
精神保健参与員の登録	112	118	136
診療報酬請求の審査・支払	2,224	2,310	2,585

・医療観察法の仕組み



・医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ



(4) 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育の実施等

① 概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、医師又は歯科医師の医療従事者について、行政処分を受けた者に対する再教育を実施しています。

行政処分を受け、医業停止の処分を受けた者のうち1～3年の処分者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握、助言指導者の指名、個別研修計画書の受理、研修修了報告書の受理、研修者に関するその他のことなどを行っています。

② 業務実績

ア〈個別研修対象者〉

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
業務停止1年～2年未満（医師）	1	3	0
業務停止1年～2年未満（歯科医師）	0	0	0
業務停止2年以上（医師）	3	1	3
業務停止2年以上（歯科医師）	0	1	0

イ〈個別研修状況〉

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
再教育個別研修計画書受理通知交付（医師）	3	4	1
再教育個別研修計画書受理通知交付（歯科医師）	1	1	1
再教育個別研修修了証書交付（医師）	1	4	1
再教育個別研修修了証書交付（歯科医師）	0	1	0

(5) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。近畿厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進のため、医療事故の原因究明からなる再発防止を図ることを主眼とし、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として「医療安全に関するシンポジウム」を開催しています。

② 業務実績

医療安全に関するシンポジウム（平成25年度）

・ 開催日：平成25年11月28日

	23年度	24年度	25年度
参加者数	769名	787名	766名

9 食 品 衛 生 課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受ければ、必ずしも食品衛生法に基づく製造基準によることなく、独自の方法による食品の製造または加工が可能です。

近畿厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新（3年）、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進の向上に努めています。

総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (a) 乳 | (牛乳、脱脂乳、加工乳など) |
| (b) 乳製品 | (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など) |
| (c) 清涼飲料水 | (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など) |
| (d) 食肉製品 | (ハム、ソーセージなど) |
| (e) 魚肉練り製品 | (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など) |
| (f) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 | (缶詰・瓶詰、レトルト食品など) |

- ② 近畿厚生局が所管する施設数[対象延品目数] (H26. 3. 31 現在) 56 施設[78 品目]
- | | | |
|------|-----------------|--------------|
| (内訳) | 「乳」 | 15 施設[21 品目] |
| | 「乳製品」 | 20 施設[26 品目] |
| | 「清涼飲料水」 | 14 施設[19 品目] |
| | 「食肉製品」 | 5 施設[10 品目] |
| | 「魚肉練り製品」 | 2 施設[2 品目] |
| | 「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」 | 0 施設[0 品目] |

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
総合衛生管理製造過程承認 施設への立入調査	58 件	55 件	50 件

(平成 25 年度 新規総合衛生管理製造過程承認施設)

施 設 名	所 在 地	対 象 食 品
(株) ヤクルト本社兵庫三木工場	兵庫県三木市	乳製品 (発酵乳、乳酸菌飲料)

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は都道府県等が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

近畿厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当し、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するための立入検査などを行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H26. 3. 31 現在) 管内に本部がある検査機関 13 機関
検査施設 24 施設

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	26 件	25 件	26 件

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）に基づく「指定検査機関」とは、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の検査は都道府県知事等が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事等が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

近畿厚生局では、管内の指定検査機関の指定及び監督を行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H26. 3. 31 現在) 4施設

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
立入検査	1 件	1 件	2 件
業務規程の変更認可	0 件	3 件	3 件
役員の選任・解任の認可	1 件	3 件	3 件
事業計画及び収支予算の認可 (変更を含む)	4 件	4 件	5 件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の認定等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、申請者が都道府県知事等に申請を行うことになっており、都道府県知事等は認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局との協議のうえ、認定施設として認定することとなります。

近畿厚生局では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を都道府県知事等に通知するほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 4施設
- ・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	8件	8件	8件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 2施設
- ・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

(5) 対韓国輸出水産食品取扱施設の登録及び衛生証明書の交付等

① 概要

韓国に冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出するには、処理施設等の事前登録及び衛生証明書の添付が求められています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に登録される必要があります。また、衛生証明書の交付を受けるには、冷凍食用鮮魚類頭部等の輸出者は、地方厚生局に対し輸出日から起算して7開庁日までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、処理施設等の登録申請書の事務手続き、輸出要件を満たしていると認めた衛生証明書の交付及び登録施設の監視を、平成25年2月より実施しています。

② 対韓国輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 2施設

・実績

	23年度	24年度	25年度
取扱施設登録確認申請書の受理	-	0件	1件
取扱施設登録事項の変更確認申請書の受理	-	0件	4件
衛生証明書の交付	-	0件	2件
登録施設の監視	-	0件	0件

(6) 对中国輸出水産食品衛生証明書の交付

① 概要

我が国から中国に輸出される水産食品に対して、中国政府は最終加工施設等の事前登録及び衛生証明書の添付を求めていることから、証明書発行機関において施設登録申請の審査及び衛生証明書の交付を行っていましたが、平成26年1月1日より最終加工施設等の登録手続きについては厚生労働省が行い、衛生証明書の交付については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して申請し、厚生労働省から中国政府に登録される必要があり、また、衛生証明書の交付を受けるためには、水産食品の輸出者は、輸出日から起算して5開庁日前（生鮮品にあつては3開庁日前）までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されていない地域に限り、当該証明書の交付を実施しています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
衛生証明書の交付	-	-	23件

(7) 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

① 概要

国産牛肉のシンガポールへの輸出は、同国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が同国政府の査察により確認され、認定施設として認定を受けることが要件となっています。

近畿厚生局では、同国輸出食肉取扱い施設として認定されている施設に対して査察を行っています。

② 実績

・近畿厚生局が所管する施設数 (H26.3.31現在)

1施設

・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	12件	12件	12件

(8) 自由販売証明書の交付

① 概要

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出される食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められる場合が出てきたため、食品の輸出が円滑に行われるように、近畿厚生局では、平成25年6月20日より当該証明書の交付を行っています。

当該証明書の交付を受けるためには、食品の輸出者は、輸出日から起算して10開庁日前までに申請する必要があります。

なお、当該証明書は、個々の輸出食品の安全性を証明するものではなく、また、当該証明書の交付は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の交付を妨げるものではありません。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
自由販売証明書の発行	—	—	52件

(9) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の勧告等

① 概要

いわゆる健康食品の広告や表示等における健康保持増進効果の記載について、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示が行われ、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、表示を行った者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告を行うなどの措置を講じるものです。

近畿厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら営業者へ指導等を行っています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
都道府県等及び事業者からの相談	3件	7件	6件

(10) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模

食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立ち入り調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	68件	30件	63件

10 保 険 課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき、国の健康保険事業を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要となっており、健康保険組合には企業のサラリーマン等が加入しています

近畿厚生局では、健康保険組合から提出される規約変更認可申請書、届出書等の受理及び審査による認可業務のほか、厚生労働大臣への提出書類の審査等の業務を行っています。

② 実績等

- ・ 近畿厚生局が所管する健康保険組合数（各年度末時点）

	単 一	連 合	総 合	総 数
23年度	224 組合	7 組合	58 組合	289 組合
24年度	222 組合	7 組合	58 組合	287 組合
25年度	215 組合	7 組合	58 組合	280 組合

- ・ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
23年度	562	1,481	3,472	1,056
24年度	498	1,196	3,464	883
25年度	427	1,174	4,553	734

(2) 健康保険組合の指導監査等

① 概要

健康保険組合では、法令・通知・組合規約・組合規程に基づいて、健康保険組合の事業を運営しています。

近畿厚生局では、その事業運営が適正に実施されていることについて検査するほか、財政状況が悪化している健康保険組合や医療費が高額となっている健康保険組合に対する指導等を目的として、管内の健康保険組合に対し実地指導監査を実施しています。

また、健康保険組合における適正な予算編成のため、1月に説明会を開催しています。

② 実績（平成25年度）

財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から実地監査を実施し、医療費や被保険者数等の状況を踏まえた保険料率の設定など、事業

全般にわたる指導を行いました。

また、一人当たり医療費の高い健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いて実地監査を実施し、疾病予防事業の実施状況等を確認、健康保険組合の実情に応じた効果的な疾病予防事業の実施に係る指導を行いました。

	23 年度	24 年度	25 年度
実地指導監査	56 組合	58 組合	55 組合

(3) 全国健康保険協会支部の実地監査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない企業など、主として中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険の事業を法令・通知・諸規程に基づき運営しています。

近畿厚生局では、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部の事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する実地監査を行っています。

② 実績（平成 25 年度）

会計事務及び業務等の事故防止を図る観点から実地監査を実施し、諸規程及び運用マニュアル等に基づき適正に行われていること及び個人情報の取り扱いが適正であることを確認しました。

	23 年度	24 年度	25 年度
実地監査	3 支部	2 支部	2 支部

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度として、昭和 41 年 11 月に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績等

・厚生年金基金数（各年度末時点）

	単 独	連 合	総 合	基 金 総 数
23年度	2 基金	2 基金	81 基金	85 基金
24年度	2 基金	2 基金	78 基金	82 基金
25年度	1 基金	2 基金	71 基金	74 基金

・各申請書等の受付件数（各年度末時点）

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
23年度	1,592 件	198 件	858 件	73 件
24年度	2,119 件	336 件	766 件	35 件
25年度	2,195 件	161 件	707 件	64 件

② 代行返上（将来返上・過去返上）・解散

ア 概要

平成 14 年 4 月の法律改正により、厚生年金基金が国に代わって厚生年金の給付や運用を代行していた部分を、厚生労働省の認可に基づいて国に返上することができるようになりました。

なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への移行又は解散に向けて、将来期間分の支給義務を停止することを将来返上といい、過去期間分を含む代行部分のすべてを国に返上し、確定給付企業年金へ移行することを過去返上といいます。

また、平成 26 年 4 月から「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」が施行され、i) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金への移行支援措置や、ii) 平成 23 年 8 月 10 日から 5 年間の時限措置とされていた基金が解散する際に国に返還することとなる代行部分の金額（責任準備金相当額）

の減額や分割納付について、施行日(平成26年4月)から5年間の時限措置とする
とともに、分割納付については事業所間の連帯債務を外したり、最長分割納付期
間を15年から30年にするなど解散しやすい措置が講じられました。

イ 実績

- ・代行返上、解散件数

	将来返上認可	過去返上認可	解散認可	特例解散認可
23年度	2 基金	6 基金	1 基金	0 基金
24年度	0 基金	0 基金	0 基金	3 基金
25年度	2 基金	1 基金	3 基金	4 基金

③ 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び
受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えかねな
いことから、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを確認するとと
もに財政の早期健全化を図るという観点から実地監査を重点的に実施していま
す。また、解散した厚生年金基金に対しても、清算事務が適正に行われているか
を確認するため、財産目録等承認申請時において、実地監査を実施しています。

なお、平成25年度の実地監査は、基金運営の透明性を確保するため、

- ① 経理面において不正、不適切な事務処理はないか、
- ② 監事による適切な監査が行われているか、
- ③ 個人情報 の適切な管理を行っているか、
- ④ 年金積立金等の資産運用が適切に行われているか、

について重点的に監査を行いました。また、実地監査の結果について、指導等
を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

厚生年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行って
おり、計画どおり実施しました。

	実地監査	解散後実地監査
23年度	15 基金	2 基金
24年度	18 基金	1 基金
25年度	21 基金	2 基金

(2) 国民年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと(地域型)や業種別
(職域型)に公法人である国民年金基金を設立し、自営業者等の方々に老齢基礎

年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成3年4月に導入されました。

近畿厚生局では、国民年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績等

- ・国民年金基金数（H26.3.31現在） 7基金（地域型）
- ・各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
23年度	49件	0件	15件	0件
24年度	58件	2件	24件	0件
25年度	64件	6件	0件	8件

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施しています。

イ 実績

国民年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

	実地監査
23年度	2基金
24年度	2基金
25年度	2基金

(3) 確定拠出年金に関する業務

① 制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績等（各年度末時点）

	規約承認総件数	新規承認件数(注)
23年度	688 件	94 件
24年度	694 件	18 件
25年度	721 件	33 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数。

・各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
23年度	60 件	151 件	727 件
24年度	25 件	264 件	962 件
25年度	37 件	175 件	847 件

② 企業型確定拠出年金加入者の掛金拠出（マッチング拠出）

ア 概要

これまで、企業型が実施する確定拠出年金については、事業主のみが拠出し加入者の拠出は認められていませんでしたが、老後の所得確保に向けた自主的な努力を一層支援するため、事業主掛金と加入者掛金の合計が法令上の拠出限度額を超えてはならないことや、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないことなど、一定の条件のもと、平成 24 年 1 月から加入者の掛金拠出が可能となりました。

なお、拠出額は、所得控除の対象となります。

イ 実績等

	加入者掛金拠出に関する規約（変更）を承認した件数
23年度	(注) 9 件
24年度	104 件
25年度	79 件

(注) 当該制度は、平成 24 年 1 月から導入のため、平成 23 年度については、3 ヶ月間に承認した件数。

(4) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う仕組みとして、平成 14 年 4 月に導入されました。こ

の制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績等（各年度末時点）

	規約承認（規約型）及び認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認及び新規認可件数（注1）
23年度	2,992 件	932 件
24年度	2,921 件	(注2) 9 件
25年度	2,860 件	16 件

(注1) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

(注2) 平成24年度以降、適格退職年金契約から確定給付企業年金への権利義務の承認申請がないことにより減少している。

・各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
23年度	(注1) 643 件	1,282 件	(注1) 2,572 件	40 件
24年度	(注2) 331 件	(注2) 177 件	3,473 件	35 件
25年度	360 件	264 件	4,000 件	47 件

(注1) 平成23年度以降、事業及び決算に関する報告書は、規約変更届出書等に計上している。

(注2) 平成24年度以降、適格退職年金契約から確定給付企業年金への新規認可申請がないことにより減少している。

② 指導監督

ア 概要

平成22年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、まず書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、実地監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

確定給付企業基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
23年度	12 基金	52 事業主	5 基金	13 事業主
24年度	12 基金	85 事業主	2 基金	7 事業主
25年度	10 基金	119 事業主	1 基金	5 事業主

(1) 医療課、福祉指導課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

① 概要

管理課は、医療課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等及び福祉指導課が所掌する社会福祉法人等に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 医療法人の定款変更等の認可等

① 概要

医療法人のうち、一つの都道府県の区域内で病院等を開設する法人は都道府県等が所管し、二つ以上の都道府県の区域で病院等を開設する法人については厚生労働省が所管しています。

近畿厚生局では、厚生労働省が所管する医療法人のうち、管内 2 府 5 県に主たる事務所を置いているものについて、病院等の開設、廃止などによる定款（寄附行為）変更の認可、各種届出の受理、法令・定款に違反している疑いのある場合の立入検査等の業務を行っています。（設立、合併、解散の認可業務は厚生労働省医政局指導課で行っています。）

② 実績等

	H24. 4. 1 現在	H25. 4. 1 現在	H26. 4. 1 現在
近畿厚生局が所管する医療法人数	129 法人	135 法人	139 法人

	23 年度	24 年度	25 年度
定款（寄附行為）変更の認可件数	76 件	64 件	81 件
うち所管が府県から厚生労働省となったもの	11 件	11 件	9 件
所管が厚生労働省から府県となったもの	2 件	6 件	5 件

(3) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
証明書の交付件数	70 件	70 件	74 件

(4) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。(法人税法施行令第5条第1項第29号ワまたはタ)

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるために必要となる、一定の要件(法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号)を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
証明書の交付件数	14件	16件	20件

(5) 国民健康保険の保険者等への指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績(平成25年度)

9月から11月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料(税)収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7府県、7市、2連合会

- ・福井県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・大野市
- ・栗東市
- ・亀岡市
- ・東大阪市
- ・宝塚市
- ・奈良市
- ・和歌山市
- ・大阪府国民健康保険団体連合会
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会

(24年度 7府県、7市町、5連合会)

(23年度 6府県、5市町、2連合会)

※23年度は、災害等により実施を一部見送り。

(6) 後期高齢者医療保険の保険者等への指導監督

① 概要

後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 25 年度）

9 月から 11 月までの間、管内の 7 府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7 府県、7 市、7 広域連合、2 連合会

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・福井県 | ・大野市 | ・福井県後期高齢者医療広域連合 |
| ・滋賀県 | ・栗東市 | ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 |
| ・京都府 | ・亀岡市 | ・京都府後期高齢者医療広域連合 |
| ・大阪府 | ・東大阪市 | ・大阪府後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・大阪府国民健康保険団体連合会 |
| ・兵庫県 | ・宝塚市 | ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・兵庫県国民健康保険団体連合会 |
| ・奈良県 | ・奈良市 | ・奈良県後期高齢者医療広域連合 |
| ・和歌山県 | ・和歌山市 | ・和歌山県後期高齢者医療広域連合 |

（24 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、5 連合会）

（23 年度：6 府県、5 市町、5 広域連合、2 連合会）

※23 年度は、災害等により実施を一部見送り。

（7）社会保険診療報酬支払基金支部への指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 25 年度）

社会保険診療報酬支払基金福井支部及び社会保険診療報酬支払基金大阪支部の 2 支部において、実地監査を行いました。（23 年度：3 支部、24 年度：2 支部）

13 医 療 課

(1) 指導監査課及び近畿厚生局管轄区域内の府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

① 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 国の開設する病院等の開設承認等

① 概要

病院、診療所、助産所を開設しようとする場合は、医療法に規定する医療従事者の人員配置や建物設備等の構造設備の基準を満たして、都道府県知事の許可を受けなければなりません。開設後に変更する場合も同様です。

ただし、国（国とみなす国立大学法人、独立行政法人等を含む）の開設する病院等は、都道府県知事の許可に替えて、厚生労働大臣の承認を受けることとされています。近畿厚生局では、これら国の開設する病院等の開設や開設承認事項の変更の申請等の承認、通知の受理を行っており、併せて開設、変更に伴う構造設備の使用前の立入検査を実施しています。

② 実績等

	23年度	24年度	25年度
開設の承認	0件	0件	0件
開設承認事項の変更の承認	263件	168件	202件
構造設備の使用の承認	228件	142件	179件
通知の受理	162件	118件	178件

(参考) 国の開設する病院等数(平成26年3月31日現在)

	管内計	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
病院	35	3	3	7	9	8	2	3
診療所	84	4	7	20	22	21	7	3
計	119	8	9	27	31	29	9	6

(3) 特定機能病院にかかる医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第25条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健

所を設置する市、又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成 5 年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績等

・ 近畿厚生局所管の特定機能病院 (H26. 3. 31 現在) 15 病院

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井健康福祉センター
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市左京保健センター
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京保健センター
大阪府	大阪医科大学附属病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属枚方病院	枚方保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田保健所
	国立循環器病研究センター	吹田保健所
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪府立成人病センター	大阪市保健所
	近畿大学医学部附属病院	富田林保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	桜井保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

・ 特定機能病院立ち入り検査実績

	23 年度	24 年度	25 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院

14 福祉指導課

(1) 社会福祉法人の定款変更の許認可等

① 概要

社会福祉法人は「社会福祉法」の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・市）が行うこととされています。

事業の区域が、一の都道府県・市の管轄区域に限られている場合は、それぞれの都道府県・市が所管しています。一方、二以上の都道府県で事業を行う場合は、厚生労働省の所管となりますが、その行う事業が※特定の要件（ア～エ）に該当する場合には厚生労働省本省が所管となり、本省所管以外の場合については、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所管となります。

なお、厚生労働省及び地方厚生局が所轄庁となる社会福祉法人にかかるその設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出手続きについては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする都道府県を経由して行われます。

平成25年度より、法人運営の透明性の確保を図る観点から、前年度分の貸借対照表及び収支計算書をホームページ上に掲載することとしました。

※特定の要件

- ア 全国を単位として行われる事業
- イ 地域を限定しないで行われる事業
- ウ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- エ 上記に類する事業

② 実績

	23年度	24年度	25年度
所管社会福祉法人数 (年度末)	68 法人	75 法人	82 法人
定款変更の認可	35 件	45 件	44 件
定款変更の届出	14 件	18 件	12 件

(2) 社会福祉法人の指導監査

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき所轄庁が実施するもので、法令等に照らし運営等に不備がある場合には文書で改善指導を行っています。

社会福祉法人の指導監査には、所定の周期で実施する「一般監査」と、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施する「特別監査」があります。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
一般監査	13 法人	21 法人	28 法人
特別監査	0 法人	1 法人	0 法人

(3) 府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言

① 概要

府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、府県市（政令指定都市、中核市）が行う管内の社会福祉法人に対する指導監査の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
実施状況	1 市 (対象 19 府県市)	1 市 (対象 20 府県市)	1 市 (対象 21 府県市)

(4) 介護保険法等に基づく市町村に対する助言

① 概要

介護保険業務に係る市町村に対する助言は、介護保険法第 197 条及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、市町村が行う介護保険事業のうち地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督事務等の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
実施状況	5 市町村 (対象 201 市町村)	6 市 (対象 201 市町村)	19 市 (対象 201 市町村)

(5) 地域密着型サービス事業者の指導

① 概要

介護保険施設等に対する実地指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第 24 条の規定に基づき実施するものです。

近畿厚生局では、地域密着型サービス事業所のうち指定認知症対応型共同生活介護事業所を対象として市町村と合同で実地指導を行っています。

② 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
実施状況	5 事業所	6 事業所	19 事業所

(6) 介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出の受理

① 概要

介護保険法及び老人福祉法の改正により、平成 21 年 5 月 1 日より、介護サービス事業者による法令遵守の履行を確保し、不正行為の発生を未然に防止するとともに、介護サービスの利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備と届出が義務づけられました。

この届出は、指定等を受けている事業所等の所在地が二以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所の所在地が二以下の地方厚生局の管内にとどまる事業者にあつては地方厚生局（三以上の厚生局にまたがる場合は厚生労働本省）に、地域密着型サービスのみを行う事業者であつて、指定を受けているすべての事業所等の所在地が同一の市町村に所在する事業者にあつては市町村に、前記のいずれにも該当しない事業者は都道府県にそれぞれ行います。

② 実績

		23 年度	24 年度	25 年度
所管事業者数（年度末）		182 事業者	215 事業者	229 事業者
届出数	介護保険法第 115 条の 32 第 2 項（整備）	1 件	5 件	2 件
	介護保険法第 115 条の 32 第 3 項（届出事項の変更）	20 件	46 件	39 件
	介護保険法第 115 条の 32 第 4 項（区分の変更）	23 件	31 件	31 件

(7) 介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査

① 概要

介護保険法第 115 条の 33、第 115 条の 34 等の規定に基づき、介護サービス事業者等に対して業務管理体制の整備に関する検査を実施するものです。

介護サービス事業者業務管理体制確認検査には、業務管理体制の届出内容を確認するために定期的実施する「一般検査」と、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施し、不正事案等に対する組織的関与の有無等を確認する「特別検査」があります。

また、厚生労働省本省と地方厚生局は、均一な検査水準の確保を図る観点から、都道府県及び市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、介

護保険法第 197 条第 2 項の規定に基づき報告の徴収等を実施しています。

② 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
一般監査	21 事業者	36 事業者	42 事業者
特別監査	0 事業者	1 事業者	2 事業者
報告の徴収	7 府県市	6 市	18 市町

15 特別指導第一課・特別指導第二課

保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い及び診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指導を実施しています。

(イ) 柔道整復師

大阪府内の柔道整復師に対して、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、指導を実施しています。

イ 監査

大阪府内の柔道整復師に対して、療養費の請求に関する不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置をとることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止しています。

16 指導監査課・府県事務所

以下の業務について、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては、指導監査課）が行っています。

（1）保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が、健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うとされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の方式となっています。

しかし、地方厚生局長及び知事が受領委任を登録または承諾した柔道整復師から施術を受けた場合、被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師は保険者に療養費を請求することができます。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

② 実績

91 頁に掲載しています。

（2）基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣

が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
診療報酬の請求に関する各種届出件数 (施設基準)	25,950件	61,688件	31,154件

※平成24年度は診療報酬等改定に伴う届出を含む。

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療内容及び診療報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

91-2 頁～91-6 頁に掲載しています。

平成 25 年度における実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定訪問 看護事業所	柔道整復 施術所
	医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師		
福井県	549	314	261	2,179	484	1,063	69	248
滋賀県	921	585	522	3,719	960	2,671	82	350
京都府	2,421	1,364	929	11,092	2,357	6,224	185	1,143
大阪府	8,323	5,652	3,844	32,294	10,784	23,750	855	6,448
兵庫県	4,846	3,077	2,493	17,492	4,832	14,684	483	1,941
奈良県	1,148	720	488	4,103	1,171	3,170	109	536
和歌山県	1,064	588	438	3,487	950	2,366	114	570
26.4.1現在	19,272	12,300	8,975	74,366	21,538	53,928	1,897	11,236
25.4.1現在	19,205	12,259	8,711	73,291	21,300	52,519	1,761	10,888
24.4.1現在	19,227	12,211	8,525	71,956	20,986	51,053	1,634	10,431

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
福井県	20	12	33	65	33	21	17	71
滋賀県	47	21	42	110	73	31	45	149
京都府	92	49	81	222	151	80	79	310
大阪府	402	227	319	948	609	333	305	1,247
兵庫県	229	100	195	524	357	190	232	779
奈良県	36	26	51	113	94	38	38	170
和歌山県	36	18	35	89	65	18	35	118
25年度	862	453	756	2,071	1,382	711	751	2,844
24年度	734	455	626	1,815	3,072	1,981	1,180	6,233
23年度	717	453	599	1,769	4,797	3,048	1,680	9,525

※ 健康保険法の一部改正（平成9年11月21日施行）により、平成9年11月21日以降の指定更新については、指定の有効期間が3年から6年に延長されています。

3. 個別指導

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	20 件	12 件	9 件	0 件
	保険医等	61 人	15 人	12 人	
滋賀県	保険医療機関等	26 件	21 件	19 件	0 件
	保険医等	45 人	26 人	27 人	
京都府	保険医療機関等	17 件	14 件	32 件	0 件
	保険医等	59 人	20 人	43 人	
大阪府	保険医療機関等	42 件	47 件	17 件	1 件
	保険医等	42 人	47 人	23 人	
兵庫県	保険医療機関等	20 件	12 件	19 件	1 件
	保険医等	88 人	14 人	22 人	
奈良県	保険医療機関等	39 件	28 件	18 件	0 件
	保険医等	107 人	39 人	27 人	
和歌山県	保険医療機関等	35 件	22 件	16 件	0 件
	保険医等	51 人	25 人	24 人	
25年度	保険医療機関等	199 件	156 件	130 件	2 件
	保険医等	453 人	186 人	178 人	
24年度	保険医療機関等	164 件	156 件	132 件	2 件
	保険医等	359 人	178 人	173 人	
23年度	保険医療機関等	165 件	149 件	115 件	0 件
	保険医等	395 人	158 人	156 人	

4. 新規個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	10 件	3 件	13 件
滋賀県	12 件	14 件	24 件
京都府	40 件	26 件	43 件
大阪府	191 件	144 件	222 件
兵庫県	111 件	70 件	86 件
奈良県	26 件	25 件	25 件
和歌山県	19 件	16 件	16 件
25年度	409 件	298 件	429 件
24年度	525 件	288 件	446 件
23年度	478 件	317 件	525 件

5. 集團的個別指導

	保險医療機関等					
	医科		歯科		薬局	
福井県	23	件	19	件	19	件
滋賀県	34	件	45	件	38	件
京都府	104	件	106	件	39	件
大阪府	538	件	430	件	271	件
兵庫県	291	件	235	件	181	件
奈良県	42	件	42	件	35	件
和歌山県	38	件	34	件	31	件
25年度	1,070	件	911	件	614	件
24年度	1,127	件	894	件	624	件
23年度	1,198	件	914	件	609	件

6. 監査

		保險医療機関等			訪問看護		
		医科	歯科	薬局			
福井県	保險医療機関等	0	件	0	件	0	件
	保險医等	0	人	0	人	0	人
滋賀県	保險医療機関等	0	件	1	件	0	件
	保險医等	0	人	1	人	0	人
京都府	保險医療機関等	1	件	1	件	0	件
	保險医等	1	人	1	人	0	人
大阪府	保險医療機関等	5	件	4	件	2	件
	保險医等	5	人	4	人	3	人
兵庫県	保險医療機関等	2	件	4	件	0	件
	保險医等	12	人	5	人	0	人
奈良県	保險医療機関等	2	件	0	件	0	件
	保險医等	2	人	0	人	0	人
和歌山県	保險医療機関等	0	件	0	件	0	件
	保險医等	0	人	0	人	0	人
25年度	保險医療機関等	10	件	10	件	2	件
	保險医等	20	人	11	人	3	人
24年度	保險医療機関等	16	件	9	件	3	件
	保險医等	17	人	24	人	6	人
23年度	保險医療機関等	41	件	8	件	6	件
	保險医等	65	人	8	人	10	人

7. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

	区分		保険医療機関等		
			医科	歯科	薬局
福 井 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
滋 賀 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
京 都 府	保険医療 機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
大 阪 府	保険医療 機関等	指定取消	1 件	1 件	0 件
		取消相当	10 件	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	3 人	2 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
兵 庫 県	保険医療 機関等	指定取消	0 件	1 件	0 件
		取消相当	8 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	1 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
奈 良 県	保険医療 機関等	指定取消	1 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
和歌山県	保険医療 機関等	指定取消	1 件	0 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
25年度	保険医療 機関等	指定取消	3 件	2 件	0 件
		取消相当	21 件	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	6 人	3 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
24年度	保険医療 機関等	指定取消	1 件	5 件	2 件
		取消相当	19 件	1 件	1 件
	保険医等	登録取消	1 人	6 人	2 人
		取消相当	0 人	1 人	0 人
23年度	保険医療 機関等	指定取消	0 件	1 件	1 件
		取消相当	6 件	3 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	3 人	0 人
		取消相当	1 人	1 人	0 人

8. 適時調査（施設基準調査）

	適時調査（施設基準調査）			
	医科		訪問看護	
福井県	33	件	2	件
滋賀県	30	件	1	件
京都府	65	件	2	件
大阪府	100	件	7	件
兵庫県	62	件	1	件
奈良県	38	件	5	件
和歌山県	36	件	3	件
25年度	364	件	21	件
24年度	307	件	18	件
23年度	321	件	15	件

9. 返還金

	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	計
福井県	4,467 万円	36,607 万円	5,967 万円	47,042 万円
滋賀県	2,629 万円	0 万円	153 万円	2,782 万円
京都府	2,000 万円	1,146 万円	1,415 万円	4,561 万円
大阪府	17,918 万円	3,950 万円	179,518 万円	201,386 万円
兵庫県	10,644 万円	1,137 万円	32,853 万円	44,634 万円
奈良県	3,380 万円	1,428 万円	26,511 万円	31,320 万円
和歌山県	945 万円	9,602 万円	23,558 万円	34,105 万円
25年度	41,984 万円	53,870 万円	269,975 万円	365,830 万円
24年度	90,608 万円	71,805 万円	297,129 万円	459,542 万円
23年度	50,026 万円	22,117 万円	55,045 万円	127,188 万円

※ 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

府県名	区分	個別指導	監査	監査後の措置	
				中止	中止相当
福井県	施術所	0件	1件	中止	0件
				中止相当	1件
滋賀県	施術所	2件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
京都府	施術所	4件	2件	中止	0件
				中止相当	0件
大阪府	施術所	44件	11件	中止	4件
				中止相当	7件
兵庫県	施術所	6件	3件	中止	0件
				中止相当	1件
奈良県	施術所	3件	2件	中止	0件
				中止相当	1件
和歌山県	施術所	3件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
25年度	施術所	62件	19件	中止	4件
				中止相当	10件
24年度	施術所	60件	38件	中止	7件
				中止相当	19件

17 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

- ・麻薬及び向精神薬取締法 ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
- ・大麻取締法 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
- ・あへん法 あへん、けし、けしがら
- ・覚せい剤取締法 覚醒剤
- ・麻薬特例法 薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等
- ・薬事法 指定薬物

[刑 法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

例年 5～6 月に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部が主催して薬物取締関係機関の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催し、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応する取締上の問題点などの情報を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関（警察、海上保安本部、税関）と合同で捜査を行っています。

② 捜査実績

平成 25 年に、近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 92 名で、覚醒剤約 195kg、乾燥大麻約 11kg、向精神薬錠剤約 1,652,500 錠等を押収しています。

	23 年	24 年	25 年
検挙人員	143 名	110 名	92 名

(2) 鑑 定

① 概要

薬物犯罪の捜査に関連して、犯罪を立証するため、麻薬取締部では大阪と神戸の 2 か所で、最新機器を使った規制薬物の鑑定を行っています。

薬物犯罪の裁判においては、この鑑定が科学的捜査の中核となる重要な業務です。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液等）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定
 エ 信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究
 等があります。

② 実績

	23年	24年	25年
鑑定総件数	11,749件	2,039件	1,520件

(3) 許認可等

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等は、医療上非常に有用性のあるものが少なくありませんが、乱用されると、乱用者個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制等により特定し、その取扱いについて規制することにより、不正ルートへの横流しを防止しています。

薬物五法に基づき、厚生労働大臣、近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

② 実績

	23年	24年	25年
許認可総件数	1,037件	1,035件	1,179件

(4) 立入検査

① 概要

各法規に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸・卸業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者や違法ドラッグ販売店等に対し、管内府県の担当者等と協力し立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
立入検査実施総件数	149件	156件	248件（うち指定薬物84件）

(5) 中毒者対策（治療相談・再乱用防止）

麻薬中毒者に対して、麻薬中毒者相談員、府県麻薬取締員と協力し、再び乱用しないよう相談・指導を行っています。（注：中毒とは依存ともいい、薬物の使用を自己抑制できない状態を指します。）

また、薬物相談業務に携わる関係機関との連絡協議会を通じて、相談業務の充実、連携を図っています。

更に薬物乱用相談電話を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。

相談電話番号 06-6949-3779（大阪）
 078-391-0487（神戸）

(6) 薬物乱用防止のための予防啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために、乱用者を検挙することや、新たな乱用者を作らないことが重要です。そこで、薬物の乱用経験がない青少年に対する啓発指導を実施しています。

○ 主な予防啓発活動

ア 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

イ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10～11月）

ウ 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で規制されている「けし」であるパパヴェル・ソムニフェルム・エル及びパパヴェル・セティゲルム・ディーシーや麻薬及び向精神薬取締法で麻薬原料植物に指定されているハカマオニゲシ等の開花時期や大麻の成長期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、大麻・けしの発見除去に努めています。

エ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室に参加し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。